山梨労働局
定例記者会見配付資料

令和５年１０月３１日（火）

令和5年10月31日(火)
山梨労働局

本日の記者発表及び令和5年11月のお知らせ等

Ⅰ　本日の記者発表

1	「山梨県の労働市場の動き（令和5年9月分）」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○　有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	令和6年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（令和5年9月末現在）及び令和6年3月大学等卒業予定者の就職内定状況（令和5年10月1日現在）について	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○　山梨県内の高等学校（50校）及び大学等（30校）について集計した内容を公表します。

3	過重労働解消キャンペーンについて	担当	監督課
		TEL 055-225-2853	

○（1）実施期間
　令和5年11月1日（水）から同年11月30日（木）まで
（2）内　　容
　11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開し、県内の各労働基準監督署において長時間労働が疑われる事業場に対する重点的な監督指導を実施するほか、過重労働等の相談の集中受付（11月1・2・3・6・7日に実施、なお、11月3日は祝日であるが、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施）、過労死等防止対策推進シンポジウム（11/30）の開催等を行います。

Ⅱ　行事予定等

1	2023介護就職デイ　福祉・介護のしごと就職面接会	担当	ハローワーク甲府 職業相談第三部門
		TEL 055-232-6060（43#）	

○（1）内容
　介護・医療・保育求人を提出している国中地域の事業所24社が参加。ハローワーク甲府・塩山・韮崎・鰍沢による合同開催。フリーガイダンス形式で入退場自由。最大50名程度の求職者の参加を見込んでいます。

（2）日時・会場
　令和5年11月10日（金）　14時 ～16時（受付13：30～）
　ベルクラシック甲府　3階（甲府市丸の内1－1－17）

（3）お問い合わせ
　ハローワーク甲府　福祉人材コーナー　（℡：055－232－6060　部門コード43＃）
　※ 山梨労働局HPにも掲載しています。

2	ハローワーク富士宮・富士・鰍沢　合同就職面接会	担当	ハローワーク鰍沢 職業紹介部門
		TEL 0556-22-8689	

○（1）日時
令和5年11月10日（金）　13：30～15：30（受付：13：00～）

（2）会場
富士宮市民文化会館　2階小ホール（静岡県富士宮市宮町14－2）

（3）お問い合わせ
ハローワーク鰍沢　職業紹介部門（℡：0556－22－8689）

3	富士・東部地域障害者対象　障害者就職面接・説明会	担当	ハローワーク富士吉田 事業所・専門援助部門
		TEL 0555-23-8609（44#）	

○（1）日時・会場
11月21日（火）：富士吉田会場（富士吉田市民会館）
11月28日（火）：都留会場（都留市まちづくり交流センター）
いずれも14：00～16：00

（2）内容
各会場最大8社の求人企業が参加し、障害を持つ求職者向けに面接や企業説明を行います。

（3）お問い合わせ
ハローワーク富士吉田　事業所・専門援助部門（℡：0555－23－8609　部門コード44＃）

4	ハローワーク韮崎　製造分野合同求人者説明会	担当	ハローワーク韮崎 職業相談部門
		TEL 0551-22-1331	

○（1）日時・場所
令和5年11月21日（火）　14時00分～16時00分　韮崎市民交流センター　ニコリ

（2）参加対象者
主に正社員求人への応募を希望している求職者

（3）参加企業
韮崎市・北杜市に所在する事業所のうち、製造業を行っている事業所10社程度

（4）目的
管内の主要産業である製造業を行っている事業所からは、継続的に一定数の求人が申込まれているが、充足に至らない求人も数多く存在しており、製造分野合同求人者説明会を実施することにより、効率的なマッチングを行い、より多くの充足に結びつけることを目的としています。

（5）お問い合わせ
ハローワーク韮崎　職業相談部門　（℡：0551－22－1331）

5	「やまなし正社員就職合同企業説明会・セミナー」（山梨労働局主催）	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○（1）開催日・場所
令和5年11月25日（土）　甲府市総合市民会館大会議室

（2）内容
正社員就職を目指す概ね35歳～55歳の就職氷河期世代の方を対象とし、対面・オンラインのハイブリット方式で実施します。事前予約・当日参加どちらも可。
●13：00～求職者向けセミナー「リスキリングセミナー　新しいスキルで自分の未来を創る」
●14：15～合同企業説明会　県内企業25社が参加予定

6	「山梨・静岡首都圏合同企業説明会」（山梨労働局主催）	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○（1）開催日・時間
令和5年11月25日（土） 13：00～16：00

（2）場所
新目黒東急ビル地下1階（品川区大崎2－25－2）

（3）内容
山梨・静岡へのUIJターン就職を検討中の学生・若年者を対象とした地元企業説明会を実施します。事前予約・当日参加どちらも可。
山梨県または静岡県に就業場所のある企業20社（各県10社）が参加予定です。

Ⅲ　今後の記者発表予定

1	「山梨県の労働市場の動き（令和5年10月分）」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○　公表予定日　令和5年12月1日（金）午前10時30分から　山梨労働局1階大会議室
有効求人倍率など労働市場の動きについて公表します。

2	令和5年度　第1回山梨地方労働審議会の開催	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

○　山梨労働局における令和5年度行政運営方針に係る推進状況を審議するため、下記のとおり「山梨地方労働審議会」を開催します。
日　時：令和5年11月21日（火）午後1時30分～午後3時30分
場　所：ホテル談露館（1階アンバー）　甲府市丸の内1-19-16
委　員：公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の各6名

※公表予定日　令和5年11月上旬に県政記者クラブへ投げ込み予定

3	山梨労働局　令和5年度　年末年始無災害運動	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

○【趣　旨】
年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る目的で、山梨労働局・各労働基準監督署が主唱する運動です。
【実施期間】
令和5年12月1日から令和6年1月31日まで（予定）

※公表予定日　令和5年11月下旬に県政記者クラブへ投げ込み予定

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。QRコードからアクセスできます。是非ご活用ください。

ハローワークからのお知らせ

【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日　令和5年12月1日(金)10:30～】

山 梨 労 働 局 発 表
令和５年 10 月 31 日

職 業 安 定 部 職 業 安 定 課
職 業 安 定 課 長　齊　藤　章　司
地方労働市場情報官　日　向　和　也
電　話　055-225-2857　（内線 402・407）

山梨県の労働市場の動き（令和５年９月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は1.20倍で、前月に比べて0.03ポイント低下。
○新規求人倍率（季節調整値）は2.04倍で、前月に比べて0.17ポイント低下。
○正社員有効求人倍率は0.91倍で、前年同月に比べて0.14ポイント低下。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は16,545人となり、前月に比べ▲2.9%(488人)減少し、有効求職者(同値)は13,789人で前月に比べ▲0.1%(18人)減少しました。（※２－１，１０－２ページ参照）

新規求人（原数値）は6,152人となり、前年同月と比較すると▲17.9%(1,345人)減少しました。
これを主な産業別でみると、運輸業,郵便業9.8%(26人)、学術研究,専門･技術サービス業41.5%(39人)は増加しましたが、建設業▲20.4%(115人)、製造業▲33.5%(470人)、情報通信業▲13.7%(13人)、卸売業,小売業▲16.5%(145人)、宿泊業,飲食サービス業▲21.4%(150人)、生活関連サービス業,娯楽業▲17.3%(58人)、教育,学習支援業▲39.0%(80人)、医療,福祉▲8.0%(122人)、サービス業▲12.9%(137人)は減少しました。（※3ページ参照）

新規求職者（原数値）は2,756人となり、前年同月と比較すると▲1.7%(49人)減少しました。そのうちパートタイムは1,097人で▲1.7%(19人)減少しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は317人で32.6%(78人)増加し、自己都合離職者は1,120人で0.9%(10人)増加しました。（※４ページ参照）

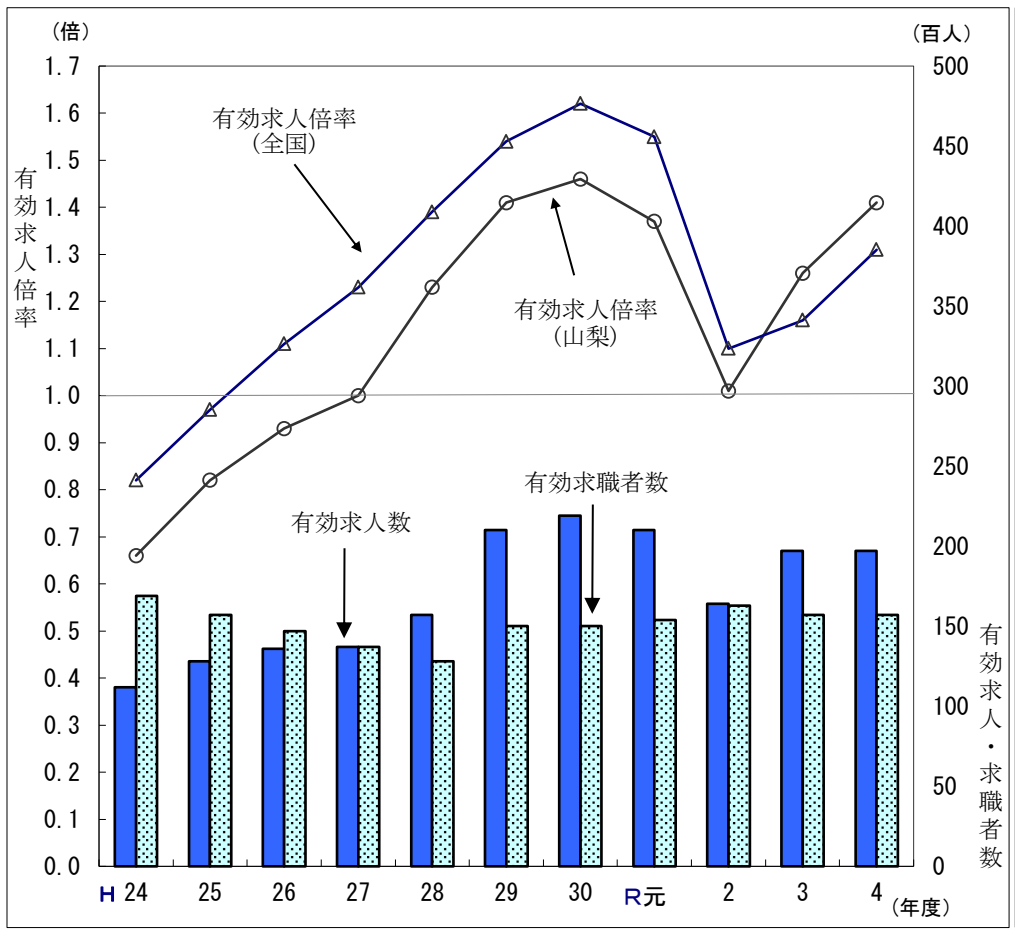

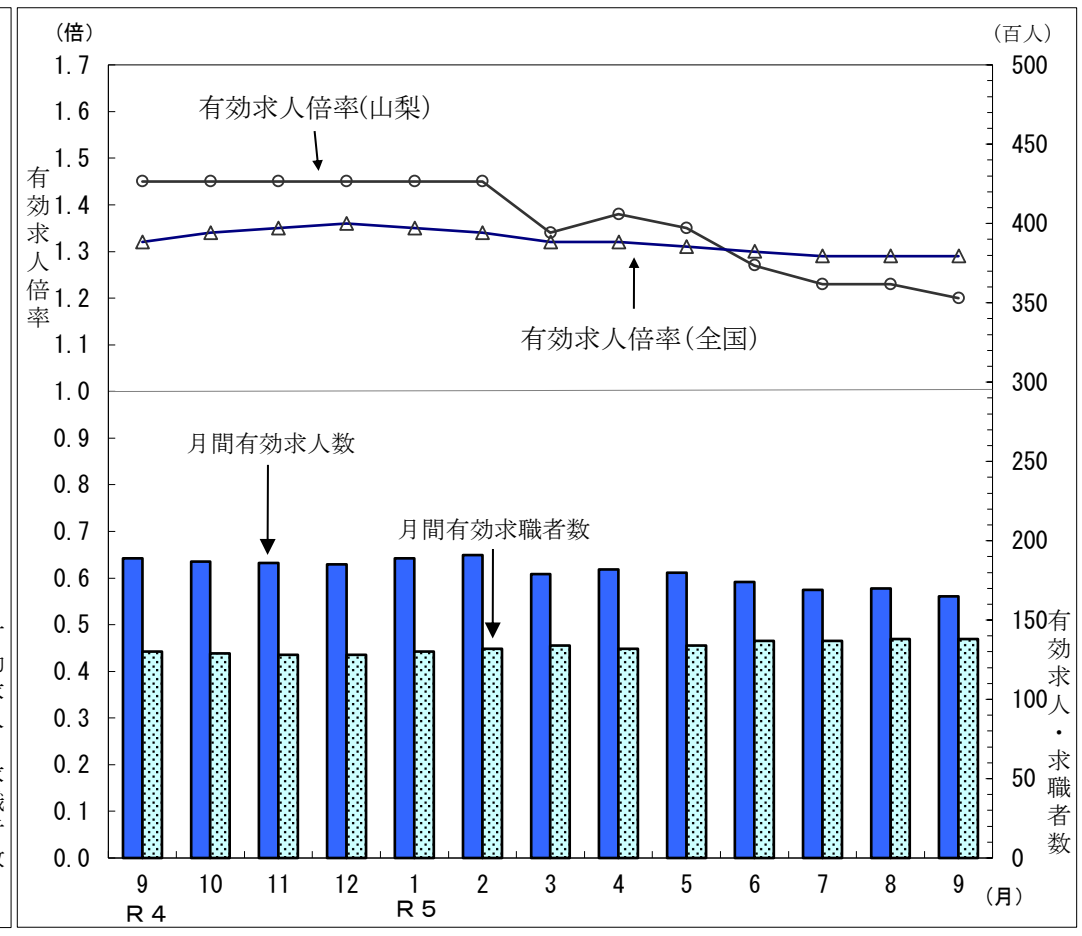

有効求人倍率（年度平均）

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
県	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26	1.41
全国	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31

有効求人倍率(季節調整値)

月	R４ 9	10	11	12	R５ 1	2	3	4	5	6	7	8	9
県	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.34	1.38	1.35	1.27	1.23	1.23	1.20
全国	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。
4. ▲は減少である。
5.ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況（パートを含み　学卒を除く）

（注）1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

（P：ポイント）

項目 ＼ 年月		5年9月	5年8月（前月）	4年9月（前年同月）	対前月 増減率(%)	対前月 差(人、P)	対前年同月 増減率(%)	対前年同月 差(人、P)
1 月間有効求職者数(人)		13,479	13,367	12,741	－	－	5.8	738
	季節調整値	13,789	13,807	13,047	▲ 0.1	▲ 18	－	－
2 新規求職申込件数(件)		2,756	2,660	2,805	－	－	▲ 1.7	▲ 49
	季節調整値	2,825	2,855	2,885	▲ 1.1	▲ 30	－	－
3 月間有効求人数(人)		16,510	16,643	18,877	－	－	▲ 12.5	▲ 2,367
	季節調整値	16,545	17,033	18,939	▲ 2.9	▲ 488	－	－
4 新規求人数(人)		6,152	5,650	7,497	－	－	▲ 17.9	▲ 1,345
	季節調整値	5,758	6,321	7,058	▲ 8.9	▲ 563	－	－
5 就職件数(件)		863	809	891	－	－	▲ 3.1	▲ 28
6 紹介件数(件)		2,776	2,475	2,744	－	－	1.2	32
7 有効求人倍率(3／1)(倍)		1.22	1.25	1.48	－	－	－	▲ 0.26
	季節調整値	1.20	1.23	1.45	－	▲ 0.03	－	－
8 新規求人倍率（4／2）(倍)		2.23	2.12	2.67	－	－	－	▲ 0.44
	季節調整値	2.04	2.21	2.45	－	▲ 0.17	－	－
9 就職率(%)	新規　(5/2*100)	31.3	30.4	31.8	－	－	－	▲ 0.5
10 充足率(%)	新規　(5/4*100)	14.0	14.3	11.9	－	－	－	2.1

※用語の説明
1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
3欄、月間有効求人数とは、、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数／新規求職申込件数×100」
10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数／新規求人数×100」
※▲は減少である。

正 社 員 の 職 業 紹 介 状 況

年　月	全体の有効求人倍率（季節調整値）	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率（就職件数／新規求職者数）%		
								構成比					構成比					構成比				
		有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員
令和4年 9月	1.45	1.05	7,496	7,868	2,805	1,679	1,126	59.9	40.1	7,497	3,203	4,294	42.7	57.3	891	351	540	39.4	60.6	31.8	20.9	48.0
10月	1.45	1.06	7,532	7,994	2,827	1,713	1,114	60.6	39.4	6,428	2,571	3,857	40.0	60.0	930	373	557	40.1	59.9	32.9	21.8	50.0
11月	1.45	1.09	7,343	8,032	2,506	1,491	1,015	59.5	40.5	5,476	2,365	3,111	43.2	56.8	837	367	470	43.8	56.2	33.4	24.6	46.3
12月	1.45	1.09	7,001	7,630	2,121	1,324	797	62.4	37.6	6,791	2,814	3,977	41.4	58.6	754	299	455	39.7	60.3	35.5	22.6	57.1
令和5年 1月	1.45	1.01	7,411	7,466	3,441	2,039	1,402	59.3	40.7	7,014	2,413	4,601	34.4	65.6	684	281	403	41.1	58.9	19.9	13.8	28.7
2月	1.45	0.96	7,852	7,558	3,199	1,943	1,256	60.7	39.3	6,344	2,392	3,952	37.7	62.3	989	305	684	30.8	69.2	30.9	15.7	54.5
3月	1.34	0.91	8,280	7,555	3,294	2,008	1,286	61.0	39.0	6,682	2,766	3,916	41.4	58.6	1,651	463	1,188	28.0	72.0	50.1	23.1	92.4
4月	1.38	0.92	8,078	7,404	3,638	2,043	1,595	56.2	43.8	6,411	2,429	3,982	37.9	62.1	941	350	591	37.2	62.8	25.9	17.1	37.1
5月	1.35	0.89	8,091	7,238	3,008	1,713	1,295	56.9	43.1	5,827	2,275	3,552	39.0	61.0	967	314	653	32.5	67.5	32.1	18.3	50.4
6月	1.27	0.92	7,984	7,359	2,835	1,705	1,130	60.1	39.9	6,264	2,782	3,482	44.4	55.6	957	322	635	33.6	66.4	33.8	18.9	56.2
7月	1.23	0.92	7,804	7,160	2,520	1,563	957	62.0	38.0	5,505	2,128	3,377	38.7	61.3	838	364	474	43.4	56.6	33.3	23.3	49.5
8月	1.23	0.91	7,805	7,135	2,660	1,636	1,024	61.5	38.5	5,650	2,381	3,269	42.1	57.9	809	318	491	39.3	60.7	30.4	19.4	47.9
9月	1.20	0.91	7,820	7,130	2,756	1,649	1,107	59.8	40.2	6,152	2,722	3,430	44.2	55.8	863	312	551	36.2	63.8	31.3	18.9	49.8
前年同月比（率・差）	▲ 0.03	▲ 0.14	4.3	▲ 9.4	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 1.7	▲ 0.1	0.1	▲ 17.9	▲ 15.0	▲ 20.1	1.5	▲ 1.5	▲ 3.1	▲ 11.1	2.0	▲ 3.2	3.2	▲ 0.5	▲ 2.0	1.8

（注）
1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数（パートタイムを除く常用）となります。
なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり（前月比）、その他はすべて実数値（前年同月比）となります。
4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比（%）となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差（ポイント）となります。
5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。(なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)
6. ▲は減少である。
7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産 業 別 新 規 求 人 数 の 推 移

■令和5年9月の新規求人数（原数値）は6,152人となり、前年同月比でみると、▲17.9%(1,345人)減少となりました。
　主な産業別でみると、同比で運輸業,郵便業、学術研究,専門･技術サービス業は増加となりました。一方、建設業、製造業、情報通信業、卸売業,小売業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業は減少となりました。
　また、県内の主要産業である製造業においては同比▲33.5%(470人)減少となりました。その中で主力の金属製品製造業68.6%(35人)は増加となりましたが、食料品製造業▲48.4%(164人)、はん用機械器具製造業▲23.3%(17人)、生産用機械器具製造業▲25.0%(38人)、業務用機械器具製造業▲52.4%(43人)、電子部品･デバイス･電子回路製造業▲61.9%(52人)、電気機械器具製造業▲21.7%(26人)、輸送用機械器具製造業▲32.8%(19人)は減少となりました。

項　目 産　業　名	人(全数) R5.9	前年同月数 (R4.9)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B　農,林,漁業(01～04)	57	(55)	3.6	2
C　鉱業,採石業,砂利採取業(05)	0	(9)	▲ 100.0	▲ 9
D　建設業(06～08)	450	(565)	▲ 20.4	▲ 115
(06　総合工事業)	298	(341)	▲ 12.6	▲ 43
E　製造業(09～32)	935	(1,405)	▲ 33.5	▲ 470
09　食料品製造業	175	(339)	▲ 48.4	▲ 164
10　飲料･たばこ･飼料製造業	47	(61)	▲ 23.0	▲ 14
11　繊維工業	31	(31)	0.0	0
12　木材･木製品製造業(家具を除く)	9	(3)	200.0	6
13　家具･装備品製造業	5	(8)	▲ 37.5	▲ 3
14　パルプ･紙･紙加工品製造業	16	(22)	▲ 27.3	▲ 6
15　印刷･同関連業	12	(12)	0.0	0
16　化学工業	23	(36)	▲ 36.1	▲ 13
17　石油製品･石炭製品製造業	0	(0)	－	0
18　プラスチック製品製造業(別掲を除く)	43	(72)	▲ 40.3	▲ 29
19　ゴム製品製造業	3	(1)	200.0	2
21　窯業･土石製品製造業	13	(30)	▲ 56.7	▲ 17
22　鉄鋼業	12	(19)	▲ 36.8	▲ 7
23　非鉄金属製造業	20	(16)	25.0	4
24　金属製品製造業	86	(51)	68.6	35
25　はん用機械器具製造業	56	(73)	▲ 23.3	▲ 17
26　生産用機械器具製造業	114	(152)	▲ 25.0	▲ 38
27　業務用機械器具製造業	39	(82)	▲ 52.4	▲ 43
28　電子部品･デバイス･電子回路製造業	32	(84)	▲ 61.9	▲ 52
29　電気機械器具製造業	94	(120)	▲ 21.7	▲ 26
30　情報通信機械器具製造業	16	(56)	▲ 71.4	▲ 40
31　輸送用機械器具製造業	39	(58)	▲ 32.8	▲ 19
20,32　その他の製造業	50	(79)	▲ 36.7	▲ 29
F　電気･ガス･熱供給･水道業(33～36)	2	(1)	100.0	1
G　情報通信業(37～41)	82	(95)	▲ 13.7	▲ 13
H　運輸業,郵便業(42～49)	290	(264)	9.8	26
I　卸売業,小売業(50～61)	734	(879)	▲ 16.5	▲ 145
J　金融業,保険業(62～67)	14	(25)	▲ 44.0	▲ 11
K　不動産業,物品賃貸業(68～70)	82	(105)	▲ 21.9	▲ 23
L　学術研究,専門･技術サービス業(71～74)	133	(94)	41.5	39
M　宿泊業,飲食サービス業(75～77)	552	(702)	▲ 21.4	▲ 150
N　生活関連サービス業,娯楽業(78～80)	278	(336)	▲ 17.3	▲ 58
O　教育,学習支援業(81,82)	125	(205)	▲ 39.0	▲ 80
P　医療,福祉(83～85)	1,409	(1,531)	▲ 8.0	▲ 122
Q　複合サービス事業(86,87)	13	(11)	18.2	2
R　サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	927	(1,064)	▲ 12.9	▲ 137
S.T　公務(他に分類されるものを除く)･その他(97,98,99)	69	(151)	▲ 54.3	▲ 82
合　　計	6,152	(7,497)	▲ 17.9	▲ 1,345
29人以下	3,925	(4,856)	▲ 19.2	▲ 931
30～99人	1,661	(1,835)	▲ 9.5	▲ 174
100～299人	390	(546)	▲ 28.6	▲ 156
300～499人	90	(76)	18.4	14
500～999人	79	(140)	▲ 43.6	▲ 61
1，000人以上	7	(44)	▲ 84.1	▲ 37

（注）① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。
　　② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。
　　③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況をみると、29人以下(63.8%)、30～99人(27.0%)、100～299人(6.3%)、300～499人(1.5%)、500～999人(1.3%)、1,000人以上(0.1%)です。

求　職　の　動　向

■令和５年９月の新規求職者数（パートタイム及び臨時・季節を含む全数）は2,756人（原数値）となり、前年同月比で▲1.7%(49人)減少しました。そのうち、パートタイムは1,097人で▲1.7%(19人)減少しました。

また、在職者については▲6.7%(68人)減の947人となり、離職者においては4.4%(66人)増の1,552人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者は32.6%(78人)増の317人となり、自己都合離職者は0.9%(10人)増の1,120人となりました。

新規求職者数を年齢別に前年同月比でみると、44歳以下は▲7.3%(99人)減の1,256人となり、45歳以上は3.4%(50人)増の1,500人となりました。

項目	新規求職者計 (　)内はパートタイム		在職者	離職者			無業者	44歳以下	45歳以上			
年度別 月別					事業主 都　合	自　己 都　合				45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上
H27年度	▲ 5.9	(▲5.5)	▲ 2.6	▲ 5.4	▲ 8.9	▲ 2.8	▲ 16.0	▲ 6.5	▲ 5.1	42.1	▲ 4.7	0.6
H28年度	▲ 6.0	(▲0.9)	1.5	▲ 9.2	▲ 15.3	▲ 7.0	▲ 11.3	▲ 7.9	▲ 3.3	43.3	▲ 0.1	11.9
H29年度	▲ 4.0	(▲1.3)	1.6	▲ 6.3	▲ 12.3	▲ 3.4	▲ 10.1	▲ 7.0	0.0	45.1	1.4	4.9
H30年度	▲ 1.4	(1.2)	▲ 4.2	1.2	▲ 3.7	1.7	▲ 4.1	▲ 6.6	4.9	48.0	8.6	13.3
R元年度	0.7	(6.7)	▲ 1.1	0.8	2.1	▲ 0.5	6.8	▲ 5.7	7.8	51.3	13.5	23.2
R２年度	▲ 3.5	(▲5.1)	▲ 10.0	▲ 1.2	20.0	▲ 9.0	6.3	▲ 5.7	▲ 1.3	52.4	▲ 1.7	▲ 4.7
R３年度	▲ 2.9	(▲0.7)	4.8	▲ 4.0	▲ 24.1	5.0	▲ 19.2	▲ 3.7	▲ 2.3	52.8	▲ 0.4	5.6
R４年度	▲ 0.4	(1.2)	2.6	▲ 1.1	▲ 9.7	1.8	▲ 7.4	▲ 3.0	1.9	54.1	3.2	7.0
R4. 9	0.8	(4.6)	4.7	▲ 1.4	▲ 24.4	3.1	▲ 0.7	▲ 0.6	2.2	51.7	3.4	8.5
	2,805	(1,116)	1,015	1,486	239	1,110	304	1,355	1,450	-	913	419
10	▲ 7.8	(▲9.7)	▲ 5.1	▲ 8.1	▲ 11.2	▲ 5.4	▲ 13.9	▲ 13.2	▲ 2.0	51.6	1.2	▲ 6.5
11	▲ 7.9	(▲5.8)	▲ 4.3	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 8.4	▲ 18.9	▲ 12.5	▲ 3.1	51.4	▲ 3.2	2.1
12	▲ 5.8	(▲3.9)	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 14.4	▲ 6.1	13.0	▲ 5.4	▲ 6.2	55.3	▲ 5.9	▲ 5.6
R5. 1	1.6	(1.9)	0.3	4.6	▲ 1.5	7.5	▲ 9.9	0.6	2.4	56.4	3.7	11.3
2	7.3	(12.1)	11.1	2.2	▲ 5.8	4.7	17.3	▲ 3.9	17.6	57.4	21.2	37.3
3	▲ 3.7	(▲9.1)	▲ 4.5	▲ 1.8	▲ 3.0	0.0	▲ 8.6	▲ 6.7	▲ 1.0	54.9	▲ 2.6	▲ 4.5
4	▲ 0.3	(▲5.7)	▲ 1.7	▲ 0.2	10.0	▲ 0.1	2.5	▲ 4.8	3.1	58.8	▲ 2.2	▲ 8.7
5	1.6	(3.4)	▲ 4.2	5.7	30.9	2.2	▲ 3.3	▲ 6.3	8.1	58.2	9.4	0.4
6	0.5	(1.0)	▲ 0.5	3.3	7.9	3.3	▲ 10.3	▲ 7.2	7.7	55.4	4.5	0.0
7	▲ 0.4	(5.5)	▲ 3.0	2.4	9.1	▲ 0.1	▲ 8.2	▲ 6.2	4.9	54.8	10.1	7.8
8	▲ 2.4	(▲3.1)	▲ 8.8	1.5	16.6	▲ 1.8	1.8	▲ 6.4	1.3	54.4	1.5	▲ 0.8
	2,660	(1,016)	947	1,483	351	1,021	230	1,213	1,447	-	882	379
R5. 9	**▲ 1.7**	**(▲1.7)**	**▲ 6.7**	**4.4**	**32.6**	**0.9**	**▲ 15.5**	**▲ 7.3**	**3.4**	**54.4**	**3.1**	**1.0**
	2,756	**(1,097)**	**947**	**1,552**	**317**	**1,120**	**257**	**1,256**	**1,500**	**-**	**941**	**423**
前年同月差	▲ 49	(▲19)	▲ 68	66	78	10	▲ 47	▲ 99	50	-	28	4

（注）
１．各年度及び各月欄は、対前年度比及び対前年同月比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は新規求職者数。（原数値）
２．（　）内は新規求職者のうちパートタイム求職者。
３．▲は、減少である。
４．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いについては、１頁の注５を参照。
５．令和４年７月まで新規求職者計を除く項目は、パート及び臨時・季節を除いた内訳として計上していたが、令和４年８月からパート及び臨時・季節を含めた新規求職者数に変更。
※「無業者」とは、離職後１年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は１倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が１倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和5年9月

項目 / 職業別		有効求職 計	有効求職 男	有効求職 女	有効求人	有効求人倍率
実数(人)	合計	7,820	4,527	3,288	8,626	1.10
	A 管理的職業	23	23	0	30	1.30
	B 専門的・技術的職業	1,057	513	544	1,965	1.86
	C 事務的職業	1,881	587	1,291	794	0.42
	D 販売の職業	443	270	173	660	1.49
	E サービスの職業	758	366	392	1,622	2.14
	F 保安の職業	75	74	1	210	2.80
	G 農林漁業の職業	179	149	29	85	0.47
	H 生産工程の職業	1,366	967	399	1,522	1.11
	I 輸送・機械運転の職業	333	315	18	606	1.82
	J 建設・採掘の職業	162	158	4	682	4.21
	K 運搬・清掃・包装等の職業	701	523	177	450	0.64
	分類不能	842	582	260	0	0.00
構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	－
	A 管理的職業	0.3	0.5	0.0	0.3	－
	B 専門的・技術的職業	13.5	11.3	16.5	22.8	－
	C 事務的職業	24.1	13.0	39.3	9.2	－
	D 販売の職業	5.7	6.0	5.3	7.7	－
	E サービスの職業	9.7	8.1	11.9	18.8	－
	F 保安の職業	1.0	1.6	0.0	2.4	－
	G 農林漁業の職業	2.3	3.3	0.9	1.0	－
	H 生産工程の職業	17.5	21.4	12.1	17.6	－
	I 輸送・機械運転の職業	4.3	7.0	0.5	7.0	－
	J 建設・採掘の職業	2.1	3.5	0.1	7.9	－
	K 運搬・清掃・包装等の職業	9.0	11.6	5.4	5.2	－
	分類不能	10.8	12.9	7.9	0.0	－

（注） ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合もあります。

③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いについては、１頁の注５を参照。

④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

用語解説：
専門的･技術的職業;「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療･法律･教育･宗教･芸術･その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和5年9月

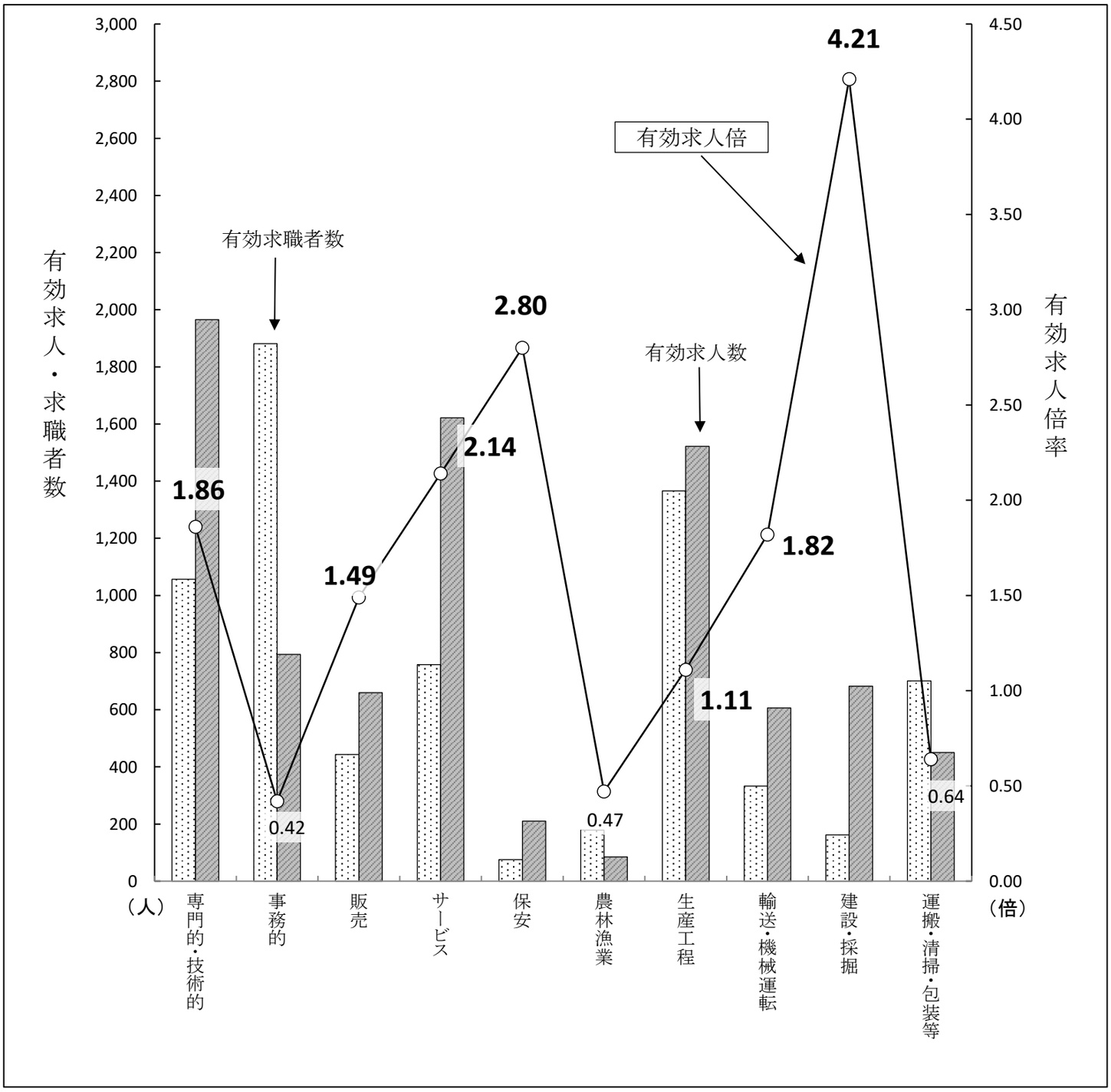

職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人数	1,965	794	660	1,622	210	85	1,522	606	682	450	8,626
有効求職者数	1,057	1,881	443	758	75	179	1,366	333	162	701	7,820
有効求人倍率	**1.86**	0.42	**1.49**	**2.14**	**2.80**	0.47	**1.11**	**1.82**	**4.21**	0.64	**1.10**

（注）
① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。
② ［職業］の合計欄には、［管理的職業］、［分類不能］を含みます。
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

企　業　整　備　状　況

令和5年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項目		合計 件数	対前年増減率	合計 人員	対前年増減率	内訳 人員整理 件数	人員整理 人員	倒産 件数	倒産 人員	規模別(件数) 29人以下	30～99人	100～499人	500人以上	中高年齢者数
平成28年度		30	(▲ 40.0)	497	(▲ 48.7)	26	366	4	131	19	7	3	1	256
平成29年度		27	(▲ 10.0)	767	(54.3)	24	574	3	193	17	5	3	2	520
平成30年度		23	(▲ 14.8)	446	(▲ 41.9)	19	394	4	52	10	8	3	2	276
令和元年度		36	(56.5)	494	(10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340
令和２年度		74	(105.6)	1163	(135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795
令和３年度		31	(▲ 58.1)	475	(▲ 59.2)	28	430	3	45	19	8	3	1	309
令和４年度		45	(45.2)	704	(48.2)	40	610	5	94	30	7	8	0	464
令和５年度		27	(▲ 40.0)	480	(▲ 31.8)	24	405	3	75	14	11	2	0	368
令和4年度	4月	3	(50.0)	26	(23.8)	3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1	(▲ 50.0)	7	(▲ 73.1)	1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	4	(33.3)	78	(30.0)	4	78	0	0	2	2	0	0	43
	7月	1	(▲ 66.7)	8	(▲ 77.8)	1	8	0	0	1	0	0	0	3
	8月	5	(66.7)	63	(80.0)	4	46	1	17	3	1	1	0	27
	9月	2	(▲ 50.0)	24	(▲ 42.9)	1	6	1	18	2	0	0	0	15
	10月	5	(150.0)	70	(337.5)	4	61	1	9	4	1	0	0	42
	11月	4	(▲ 20.0)	32	(▲ 64.8)	3	19	1	13	3	0	1	0	30
	12月	4	(100.0)	43	(72.0)	4	43	0	0	3	1	0	0	21
	1月	6	(-)	106	(-)	6	106	0	0	5	1	0	0	86
	2月	3	(▲ 25.0)	132	(20.0)	3	132	0	0	0	0	3	0	93
	3月	7	(600.0)	115	(784.6)	6	78	1	37	4	1	2	0	79
令和5年度	4月	5	(66.7)	109	(319.2)	4	52	1	57	3	2	0	0	76
	5月	2	(100.0)	24	(242.9)	1	11	1	13	2	0	0	0	17
	6月	2	(▲ 50.0)	22	(▲ 71.8)	2	22	0	0	1	1	0	0	20
	7月	8	(700.0)	176	(2100.0)	8	176	0	0	4	3	1	0	136
	8月	6	(20.0)	68	(7.9)	5	63	1	5	3	2	1	0	58
	9月	4	(100.0)	81	(237.5)	4	81	0	0	1	3	0	0	61
	10月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、**5人以上の解雇・雇止めについて**事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和5年度の数値は、令和6年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和4年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差でみると、件数は2件(100.0%)増加 、企業整備人員は57人(237.5%)増加となりました。
企業整備人員81人のうち、 男性が19人(23.5%)、女性が62人(76.5%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は61人(75.3%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

年度 ＼ 項目	1 適用事業所数	対前年増減率	2 被保険者数	対前年増減率	3 資格取得者数	対前年増減率	4 資格喪失者数	対前年増減率	5 4のうち解雇者数	対前年増減率	6 離職票交付枚数	対前年増減率	7 事務組合数	事務組合委託状況 8 事業所数	対前年増減率	9 被保険者数	対前年増減率
２６年度	13,472	1.5	202,838	1.5	40,265	5.6	36,736	4.5	4,048	33.6	23,982	2.4	82	4,925	1.7	28,256	4.2
２７年度	13,646	1.3	206,284	1.7	39,873	▲ 1.0	35,714	▲ 2.8	2,828	▲ 30.1	23,129	▲ 3.6	82	5,012	1.8	28,920	2.3
２８年度	13,894	1.8	212,205	2.9	40,511	1.6	34,458	▲ 3.5	2,210	▲ 21.9	22,402	▲ 3.1	80	5,065	1.1	29,833	3.2
２９年度	14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7
３０年度	14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4
元 年度	14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9
2 年度	14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2
3 年度	14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4
4 年度	15,106	0.9	227,046	0.6	38,536	6.5	37,524	5.4	1,845	8.5	23,893	7.4	78	5,367	0.7	31,724	0.7
令和4年度 4月	14,997	1.8	226,125	1.0	6,933	16.8	6,640	▲ 3.6	269	▲ 26.7	4,260	▲ 1.2	78	5,333	0.9	31,538	▲ 0.4
5月	15,002	1.7	227,988	0.7	4,695	▲ 6.6	2,822	11.1	121	▲ 17.7	1,767	11.0	78	5,308	0.6	31,675	0.6
6月	15,025	1.6	228,720	0.6	3,475	1.3	2,729	3.3	153	24.4	1,702	7.9	78	5,313	0.5	31,834	0.4
7月	15,031	1.4	228,919	0.6	2,952	9.0	2,780	6.1	119	▲ 15.6	1,717	1.7	78	5,318	0.3	31,970	0.5
8月	15,054	1.4	228,982	0.7	2,586	9.3	2,653	4.0	127	6.7	1,670	6.2	78	5,332	0.4	31,963	0.4
9月	14,974	1.1	229,009	0.8	2,526	1.9	2,715	3.3	124	14.8	1,695	4.0	78	5,315	0.2	31,957	0.4
１０月	14,990	1.0	228,728	0.8	3,227	26.4	3,463	13.9	142	▲ 9.6	1,986	9.6	78	5,321	0.3	31,853	0.1
１１月	15,010	1.0	228,835	0.8	2,732	12.5	2,603	13.7	114	40.7	1,599	13.6	78	5,328	0.3	31,847	0.1
１２月	15,025	1.0	228,500	0.8	2,349	11.1	2,663	7.4	126	▲ 0.8	1,680	7.9	78	5,331	0.3	31,795	0.5
1月	15,056	0.9	227,669	0.8	2,227	▲ 2.4	3,029	3.1	137	48.9	2,125	16.1	78	5,342	0.5	31,728	0.5
2月	15,086	1.0	227,410	0.7	2,161	▲ 4.6	2,403	6.0	164	56.2	1,647	11.7	78	5,355	0.6	31,743	0.8
3月	15,106	0.9	227,046	0.6	2,673	3.3	3,024	11.2	249	87.2	2,045	14.6	78	5,367	0.7	31,724	0.7
令和5年度 4月	15,101	0.7	226,644	0.2	6,600	▲ 4.8	6,993	5.3	608	126.0	4,696	10.2	78	5,342	0.2	31,742	0.6
5月	15,112	0.7	228,053	0.0	4,555	▲ 3.0	3,148	11.6	184	52.1	2,101	18.9	78	5,340	0.6	31,682	0.0
6月	15,124	0.7	228,586	▲ 0.1	3,292	▲ 5.3	2,938	7.7	156	2.0	1,801	5.8	78	5,345	0.6	31,794	▲ 0.1
7月	15,134	0.7	228,541	▲ 0.2	2,878	▲ 2.5	3,080	10.8	162	36.1	1,976	15.1	78	5,347	0.5	31,788	▲ 0.6
8月	15,154	0.7	228,268	▲ 0.3	2,615	1.1	2,929	10.4	241	89.8	1,776	6.3	78	5,350	0.3	31,830	▲ 0.4
9月	15,088	0.8	228,238	▲ 0.3	2,678	6.0	2,742	1.0	169	36.3	1,862	9.9	78	5,344	0.5	31,930	▲ 0.1
１０月																	
１１月																	
１２月																	
1月																	
2月																	
3月																	

＊１欄「適用事業所数」、２欄「被保険者数」、７欄「事務組合数」、事務組合委託状況の８欄「事業所数」、９欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（３月）の数値です。

＊「７欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位：千円

項目 / 年度	1 一般受給資格 決定件数		2 基本手当 初回受給者数		3 求職者給付 一般被保険者（基本手当） 受給者実人員			高年齢継続被保険者（高年齢求職者給付）		短期雇用特例被保険者（特例一時金）		4 就職促進給付 再就職手当		常用就職支度手当		5 失業等給付支給総額	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員	支給金額		対前年増減率
２５年度	10,024	▲ 13.6	8,338	▲ 16.5	3,414	▲ 9.2	5,056,966	1,186	247,339	365	68,604	2,382	758,941	96	14,741	8,750,821	▲ 4.5
２６年度	9,752	▲ 2.7	8,135	▲ 2.4	3,081	▲ 9.8	4,511,754	1,360	291,134	341	63,272	2,532	877,385	91	11,573	8,573,469	▲ 2.0
２７年度	8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7
２８年度	8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6
２９年度	7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6
３０年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7
元年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8
２年度	9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7
３年度	7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3
４年度	7,729	2.7	6,317	▲ 2.2	2,276	▲ 7.4	3,428,245	2,567	560,248	237	45,674	2,021	787,649	17	2,940	9,224,287	▲ 1.9
令和４年度 ４月	920	▲ 8.0	497	▲ 13.4	2,026	▲ 17.4	246,884	335	71,789	3	540	62	26,390	1	175	669,024	▲ 16.4
５月	786	2.9	632	▲ 17.0	2,076	▲ 19.8	248,797	466	105,568	4	923	148	61,395	4	702	846,934	0.5
６月	660	0.2	602	3.1	2,344	▲ 13.9	304,790	208	44,036	0	0	262	93,633	2	337	739,590	▲ 8.2
７月	571	2.0	660	6.8	2,493	▲ 9.8	297,891	157	34,203	0	0	158	59,429	0	0	768,048	▲ 7.1
８月	616	13.4	586	9.1	2,638	▲ 4.4	342,577	226	50,515	0	0	167	64,847	2	427	765,705	1.9
９月	600	6.4	470	1.3	2,510	▲ 3.1	336,859	145	31,062	0	0	175	72,830	2	353	829,905	2.4
１０月	634	▲ 3.4	402	▲ 11.3	2,334	▲ 4.1	285,750	163	35,641	0	0	144	53,182	2	245	696,146	▲ 9.5
１１月	574	▲ 1.7	569	4.6	2,294	▲ 0.9	287,316	166	35,083	0	0	195	69,853	0	0	803,606	1.2
１２月	446	▲ 3.9	465	▲ 4.3	2,207	▲ 4.0	274,581	147	32,437	8	1,369	252	97,546	0	0	743,321	6.3
１月	615	3.2	425	▲ 3.6	2,120	▲ 3.9	272,465	183	37,944	94	18,051	124	48,551	1	198	803,456	▲ 1.4
２月	536	▲ 1.8	497	▲ 3.5	2,109	▲ 3.3	240,672	196	42,745	121	23,712	170	70,765	2	427	694,383	7.3
３月	771	30.0	512	6.2	2,155	▲ 0.7	289,663	175	39,225	7	1,079	164	69,229	1	77	864,169	2.4
令和５年度 ４月	983	6.8	657	32.2	2,178	7.5	259,487	237	53,878	2	492	127	58,298	2	338	690,253	3.2
５月	1,018	29.5	823	30.2	2,431	17.1	303,666	504	115,558	3	708	206	83,573	2	204	938,371	10.8
６月	724	9.7	691	14.8	2,715	15.8	356,967	259	56,554	0	70	253	103,386	2	211	814,247	10.1
７月	658	15.2	701	6.2	2,873	15.2	342,589	192	41,958	0	0	233	93,615	0	0	857,042	11.6
８月	613	▲ 0.5	638	8.9	3,000	13.7	425,896	187	43,529	0	0	173	69,776	3	381	841,351	9.9
９月	723	20.5	524	11.5	2,842	13.2	371,261	161	34,521	0	0	188	78,210	1	77	864,582	4.2
１０月																	
１１月																	
１２月																	
１月																	
２月																	
３月																	

＊受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
＊失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
＊「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

新規

時系列職業紹介統計表

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	3,757	3,001	3,885	3,873	3,725	3,618	3,767	3,803	3,666	3,769	3,992	3,491
2015	27年	3,506	3,622	3,434	3,510	3,614	3,655	3,589	3,504	3,383	3,553	3,487	3,546
2016	28年	3,109	3,569	3,225	3,230	3,241	3,385	3,280	3,190	3,335	3,143	3,244	3,082
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,006	3,134	3,178	3,213	3,154	2,930	2,954	3,169	3,090	3,167	3,055	3,098
2019	31・元年	3,071	3,079	3,119	3,076	3,253	3,238	3,296	3,027	3,080	3,042	3,108	3,417
2020	2年	3,316	3,109	2,952	2,789	2,827	3,213	3,196	3,058	2,998	3,007	3,012	2,927
2021	3年	2,937	3,172	2,859	2,970	2,891	2,726	2,843	2,949	2,870	2,947	2,936	2,869
2022	4年	3,019	2,813	3,054	2,933	2,948	2,967	2,846	2,851	2,885	2,800	2,732	2,711
2023	5年	3,069	2,974	2,915	3,007	2,835	2,976	2,795	2,855	2,825			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年２月の5,146人、過去最低数は昭和44年３月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	5,165	4,482	5,070	5,023	5,098	4,887	5,138	4,853	5,300	4,868	5,074	5,087
2015	27年	5,235	5,034	4,933	4,826	5,031	4,952	5,013	5,049	4,959	5,479	5,284	5,174
2016	28年	4,915	5,192	5,368	5,487	5,642	5,695	5,504	5,724	5,894	5,815	5,930	5,295
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,295	6,182	6,559	6,716	6,089	6,304	6,592	6,462	6,461	6,767	6,306	6,071
2019	31・元年	6,459	6,591	6,268	6,483	6,747	6,423	6,565	6,658	6,005	6,166	5,981	5,945
2020	2年	6,151	5,693	5,104	3,861	4,823	4,782	4,712	4,843	5,017	5,010	5,638	5,336
2021	3年	4,813	5,407	5,668	5,189	5,694	6,024	5,665	5,609	5,958	6,103	6,116	6,162
2022	4年	6,152	5,625	6,382	6,356	6,382	6,657	6,567	6,605	**7,058**	6,470	6,330	6,833
2023	5年	6,514	5,923	5,840	6,683	6,186	5,745	5,851	6,321	5,758			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和４年９月の7,058人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.37	1.49	1.31	1.30	1.37	1.35	1.36	1.28	1.45	1.29	1.27	1.46
2015	27年	1.49	1.39	1.44	1.37	1.39	1.35	1.40	1.44	1.47	1.54	1.52	1.46
2016	28年	1.58	1.45	1.66	1.70	1.74	1.68	1.68	1.79	1.77	1.85	1.83	1.72
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.09	1.97	2.06	2.09	1.93	2.15	2.23	2.04	2.09	2.14	2.06	1.96
2019	31・元年	2.10	2.14	2.01	2.11	2.07	1.98	1.99	2.20	1.95	2.03	1.92	1.74
2020	2年	1.85	1.83	1.73	1.38	1.71	1.49	1.47	1.58	1.67	1.67	1.87	1.82
2021	3年	1.64	1.70	1.98	1.75	1.97	2.21	1.99	1.90	2.08	2.07	2.08	2.15
2022	4年	2.04	2.00	2.09	2.17	2.16	2.24	2.31	2.32	2.45	2.31	2.32	2.52
2023	5年	2.12	1.99	2.00	2.22	2.18	1.93	2.09	2.21	2.04			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成２年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年３月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.64	1.69	1.63	1.63	1.63	1.65	1.67	1.65	1.66	1.69	1.69	1.75
2015	27年	1.77	1.72	1.76	1.76	1.76	1.79	1.83	1.84	1.86	1.84	1.89	1.89
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.05	2.01	2.03	2.08	2.10	2.09	2.14	2.16
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.36	2.34	2.37	2.37	2.37	2.45	2.45	2.37	2.47	2.38	2.41	2.40
2019	31・元年	2.47	**2.48**	2.42	2.47	2.46	2.39	2.37	2.42	2.31	2.41	2.34	2.40
2020	2年	2.09	2.26	2.24	1.87	1.94	1.73	1.72	1.84	1.94	1.79	1.98	2.01
2021	3年	2.01	1.95	1.99	1.90	2.13	2.09	2.00	1.99	2.07	2.02	2.06	2.18
2022	4年	2.18	2.24	2.19	2.20	2.24	2.24	2.32	2.30	2.30	2.33	2.38	2.38
2023	5年	2.38	2.32	2.29	2.23	2.36	2.32	2.27	2.33	2.22			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年２月の2.48倍、過去最低倍率は平成21年５月の0.76倍

有 効

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)　　山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	15,093	14,207	14,396	14,529	14,810	14,596	14,578	14,621	14,769	14,848	15,125	14,667
2015	27年	14,537	14,541	14,432	14,247	14,083	14,121	14,092	13,962	13,711	13,564	13,487	13,400
2016	28年	13,072	13,270	13,123	13,037	12,811	12,759	12,788	12,756	12,860	12,797	12,731	12,514
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,418	12,342	12,325	12,469	12,526	12,443	12,305	12,326	12,336	12,475	12,616	12,610
2019	31・元年	12,487	12,437	12,450	12,522	12,635	12,758	12,940	12,871	12,807	12,497	12,609	12,787
2020	2年	13,189	13,224	12,971	12,363	12,275	12,652	13,471	14,208	14,317	14,337	14,453	14,062
2021	3年	13,834	13,861	13,507	13,407	13,272	13,151	13,050	13,104	12,986	12,978	12,980	12,917
2022	4年	13,036	12,913	12,999	13,009	13,136	13,204	13,138	13,100	13,047	12,926	12,828	12,778
2023	5年	13,026	13,214	13,353	13,220	13,390	13,677	13,736	13,807	13,789			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年７月の21,706人、過去最低数は昭和44年２月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	13,612	12,992	13,238	13,016	13,576	13,635	13,661	13,453	13,757	13,596	13,668	13,600
2015	27年	13,765	13,881	13,885	13,675	13,321	13,170	13,433	13,687	13,605	13,880	14,090	14,336
2016	28年	13,473	14,001	14,216	14,655	15,121	15,372	15,298	15,503	15,768	15,868	15,815	15,418
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,267	18,215	17,923	18,393	18,394	17,992	17,963	18,326	18,444	18,457	18,336	18,027
2019	31・元年	17,974	18,226	18,197	18,067	18,277	18,548	18,635	18,219	17,777	17,363	16,946	16,955
2020	2年	17,164	16,978	15,541	13,662	12,419	12,361	12,726	12,958	13,109	13,544	14,072	14,584
2021	3年	14,567	14,811	15,172	15,479	15,663	15,751	16,035	15,994	15,880	16,400	16,542	16,920
2022	4年	17,485	17,345	17,540	17,727	18,049	18,462	18,480	18,607	18,939	18,702	18,564	18,542
2023	5年	18,857	**19,133**	17,928	18,230	18,038	17,438	16,923	17,033	16,545			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和５年２月の19,133人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	0.90	0.91	0.92	0.90	0.92	0.93	0.94	0.92	0.93	0.92	0.90	0.93
2015	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.95	0.93	0.95	0.98	0.99	1.02	1.04	1.07
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.22	1.23	1.24	1.24	1.23
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.48	1.45	1.48	1.47	1.45	1.46	1.49	1.50	1.48	1.45	1.43
2019	31・元年	1.44	1.47	1.46	1.44	1.45	1.45	1.44	1.42	1.39	1.39	1.34	1.33
2020	2年	1.30	1.28	1.20	1.11	1.01	0.98	0.94	0.91	0.92	0.94	0.97	1.04
2021	3年	1.05	1.07	1.12	1.15	1.18	1.20	1.23	1.22	1.22	1.26	1.27	1.31
2022	4年	1.34	1.34	1.35	1.36	1.37	1.40	1.41	1.42	1.45	1.45	1.45	1.45
2023	5年	1.45	1.45	1.34	1.38	1.35	1.27	1.23	1.23	1.20			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年７月、８月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14
2015	27年	1.15	1.16	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.38	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.62
2019	31・元年	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.59	1.60	1.59	1.59	1.57	1.57
2020	2年	1.49	1.45	1.40	1.31	1.19	1.12	1.08	1.04	1.04	1.04	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18
2022	4年	1.20	1.21	1.23	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36
2023	5年	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和４年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年８月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)　　山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	5,546	4,623	5,329	5,627	5,389	5,206	5,470	5,281	5,871	5,294	5,442	5,624
2015	27年	5,548	5,479	5,305	5,392	5,587	5,462	5,483	5,551	5,555	6,162	5,874	5,802
2016	28年	5,530	5,746	6,101	6,184	6,222	6,416	6,286	6,429	6,549	6,485	6,507	6,278
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,118	7,054	7,519	**7,810**	6,654	6,990	7,424	7,423	7,309	7,539	7,300	6,918
2019	31・元年	7,245	7,456	7,210	7,169	7,465	7,277	6,969	7,522	6,970	6,874	6,780	7,030
2020	2年	6,718	6,444	6,132	4,455	4,959	5,277	5,302	5,176	5,512	5,604	6,223	5,968
2021	3年	5,434	6,130	6,415	5,746	6,139	6,528	6,333	6,348	6,687	6,742	6,919	6,896
2022	4年	7,012	6,564	7,244	7,239	7,084	7,264	7,453	7,434	7,617	7,577	7,222	7,632
2023	5年	7,592	7,035	6,874	7,410	7,026	6,696	6,681	7,415	6,712			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	14,409	13,547	14,006	14,101	14,703	14,793	14,764	14,527	14,892	14,870	14,953	14,756
2015	27年	14,949	15,144	15,154	14,933	14,808	14,740	14,955	15,170	15,090	15,467	15,832	16,098
2016	28年	15,304	15,666	16,091	16,625	17,201	17,363	17,466	17,653	17,951	17,982	17,713	17,356
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,736	20,678	20,170	20,956	21,041	20,584	20,506	20,937	20,923	20,946	20,928	20,517
2019	31・元年	20,310	20,495	20,276	20,150	20,543	20,892	20,832	20,425	20,093	19,565	19,232	19,299
2020	2年	19,330	19,041	17,494	15,789	14,071	13,831	14,145	14,422	14,581	15,114	15,758	16,269
2021	3年	16,200	16,514	16,890	17,287	17,483	17,636	17,951	17,941	18,012	18,481	18,684	19,059
2022	4年	19,616	19,509	19,747	20,096	20,511	20,951	20,933	21,067	21,326	21,136	21,040	21,169
2023	5年	21,312	**21,924**	20,676	21,057	20,730	20,256	19,753	19,878	19,524			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	1.48	1.54	1.37	1.45	1.45	1.44	1.45	1.39	1.60	1.40	1.36	1.61
2015	27年	1.58	1.51	1.54	1.54	1.55	1.49	1.53	1.58	1.64	1.73	1.68	1.64
2016	28年	1.78	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.92	2.02	1.96	2.06	2.01	2.04
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.37	2.25	2.37	2.43	2.11	2.39	2.51	2.34	2.37	2.38	2.39	2.23
2019	31・元年	2.36	2.42	2.31	2.33	2.29	2.25	2.11	2.48	2.26	2.26	2.18	2.06
2020	2年	2.03	2.07	2.08	1.60	1.75	1.64	1.66	1.69	1.84	1.86	2.07	2.04
2021	3年	1.85	1.93	2.24	1.93	2.12	2.39	2.23	2.15	2.33	2.29	2.36	2.40
2022	4年	2.32	2.33	2.37	2.47	2.40	2.45	2.62	2.61	2.64	2.71	2.64	**2.82**
2023	5年	2.47	2.37	2.36	2.46	2.48	2.25	2.39	2.60	2.38			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	26年	0.95	0.95	0.97	0.97	0.99	1.01	1.01	0.99	1.01	1.00	0.99	1.01
2015	27年	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.09	1.10	1.14	1.17	1.20
2016	28年	1.17	1.18	1.23	1.28	1.34	1.36	1.37	1.38	1.40	1.41	1.39	1.39
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.67	1.68	1.64	1.68	1.68	1.65	1.67	**1.70**	**1.70**	1.68	1.66	1.63
2019	31・元年	1.63	1.65	1.63	1.61	1.63	1.64	1.61	1.59	1.57	1.57	1.53	1.51
2020	2年	1.47	1.44	1.35	1.28	1.15	1.09	1.05	1.02	1.02	1.05	1.09	1.16
2021	3年	1.17	1.19	1.25	1.29	1.32	1.34	1.38	1.37	1.39	1.42	1.44	1.48
2022	4年	1.50	1.51	1.52	1.54	1.56	1.59	1.59	1.61	1.63	1.64	1.64	1.66
2023	5年	1.64	1.66	1.55	1.59	1.55	1.48	1.44	1.44	1.42			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

厚生労働省山梨労働局発表
令和5年10月31日

【 照 会 先 】
山梨労働局 職業安定部 職業安定課
課 長 齊藤 章司
地方職業指導官 大村 英貴
（電話）055－225－2857

令和6年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況

（令和5年9月末現在）

厚生労働省山梨労働局（局長：髙西　盛登）は、令和5年9月末現在における令和6年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況を取りまとめました。
その概要は、次のとおりです。

○求人数　…　３，０６６人　（※山梨県内のハローワークで受理した数）

前年同期（２，８２８人）に比べ２３８人〔８．４％〕の増加
前々年同期（２，３６３人）に比べ７０３人〔２９．８％〕の増加

○求職者数　…　８５０人（※学校・ハローワーク扱いのみ。自己縁故、公務員等は含まない）

前年同期（９２６人）に比べ▲７６人〔▲８．２％〕の減少
前々年同期（９６４人）に比べ▲１１４人〔▲１１．８％〕の減少

○求人倍率　…　３．６１倍

前年同期（３．０５倍）に比べ０．５６ポイント上昇
前々年同期（２．４５倍）に比べ１．１６ポイント上昇

○就職決定（内定）者数　…　５８８人

前年同期（６０８人）に比べ▲２０人〔▲３．３％〕の減少
前々年同期（６７５人）に比べ▲８７人〔▲１２．９％〕の減少

○就職決定（内定）率　…　６９．２％

前年同期（６５．７％）に比べ３．５ポイント上昇
前々年同期（７０．０％）に比べ▲０．８ポイントの低下

（参考資料）

○　新規高等学校卒業（予定）者職業紹介状況（令和６年３月卒）　…　Ｐ２
○　新規高等学校卒業（予定）者の就職内定率の推移　…　Ｐ３
○　新規高等学校卒業（予定）者の求人・求職・就職の状況　各年次９月末日現在　…　Ｐ４
○　新規高等学校卒業（予定）者の産業・規模・職業別求人数（令和５年９月末）　…　Ｐ５

新規高等学校卒業（予定）者職業紹介状況（令和6年3月卒）

山梨労働局職業安定部

	令和5年9月末現在			令和4年9月末現在			前年同期比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
① 卒業予定者数	7,185	3,863	3,322	7,470	4,007	3,463	▲ 3.8 %	▲ 3.6 %	▲ 4.1 %
② 就職希望者数	850	544	306	926	583	343	▲ 8.2 %	▲ 6.7 %	▲ 10.8 %
②のうち県内希望者	771	483	288	839	510	329	▲ 8.1 %	▲ 5.3 %	▲ 12.5 %
③ 就職内定者数	588	389	199	608	388	220	▲ 3.3 %	0.3 %	▲ 9.5 %
③のうち県内内定者	526	340	186	553	339	214	▲ 4.9 %	0.3 %	▲ 13.1 %
④ 就職内定率（③／②×100）	69.2	71.5	65.0	65.7	66.6	64.1	3.5 P	4.9 P	0.9 P
⑤ 有効求職者数（就職未内定者数）	262	155	107	318	195	123	▲ 17.6 %	▲ 20.5 %	▲ 13.0 %
⑥ 求人数	3,066	－	－	2,828	－	－	8.4 %	－	－
⑦ 求人倍率（⑥／②）	3.61	－	－	3.05	－	－	0.56 P	－	－

※計上数字は、高等学校又はハローワーク（公共職業安定所）扱いによるもの。

新規高等学校卒業（予定）者の就職内定率の推移

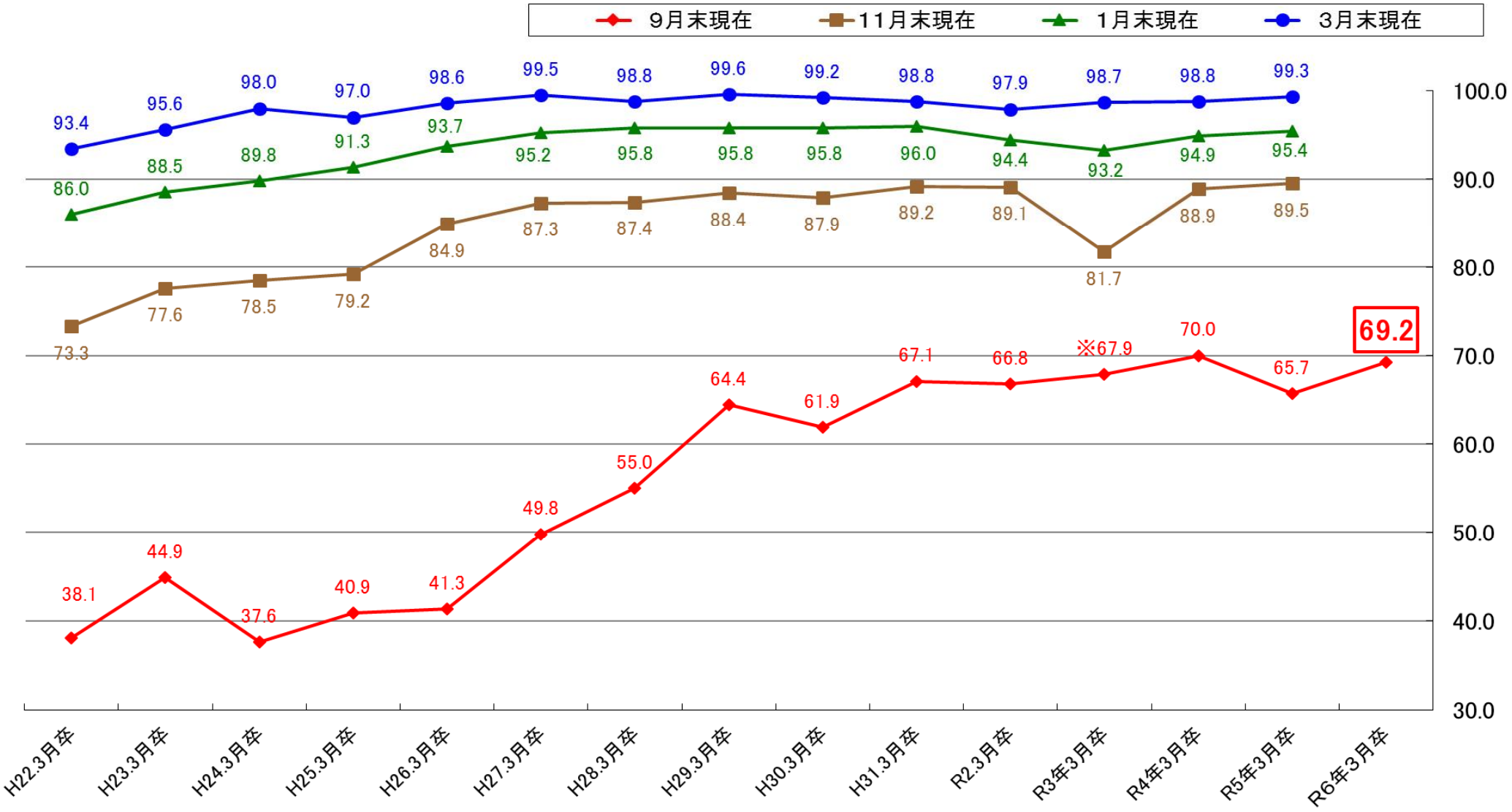

※令和3年3月卒は、9月末時点に代えて10月末現在の数値です（採用選考開始期日が1ヶ月後ろ倒し（10月16日～）となったため）。

新規高等学校卒業（予定）者の求人・求職・就職の状況

各年次9月末日　現在

山梨労働局職業安定部

		① 求人数		② 卒業予定者数	③ 求職者数		④ 就職内定者数		⑤ 求人倍率		⑥ 就職内定率		⑦未内定者数（人）
		（人）	前年比（%）	（人）	（人）	前年比（%）	（人）	前年比（%）	①/③（倍）	前年比（ポイント）	④/③（%）	前年比（ポイント）	③-④
卒業年次	H6.3	6,880	－	12,383	2,684	－	1,983	－	2.56	－	73.9	－	701
	H7.3	4,570	▲ 33.6	12,047	2,361	▲ 12.0	1,372	▲ 30.8	1.94	▲ 0.62	58.1	▲ 15.8	989
	H8.3	3,759	▲ 17.7	11,557	2,110	▲ 10.6	1,252	▲ 8.7	1.78	▲ 0.16	59.3	1.2	858
	H9.3	3,545	▲ 5.7	11,188	1,986	▲ 5.9	1,187	▲ 5.2	1.78	0.00	59.8	0.5	799
	H10.3	3,463	▲ 2.3	10,870	1,816	▲ 8.6	1,154	▲ 2.8	1.91	0.13	63.5	3.7	662
	H11.3	2,252	▲ 35.0	10,235	1,735	▲ 4.5	779	▲ 32.5	1.30	▲ 0.61	44.9	▲ 18.6	956
	H12.3	1,581	▲ 29.8	9,897	1,514	▲ 12.7	790	1.4	1.04	▲ 0.26	52.2	7.3	724
	H13.3	1,613	2.0	9,753	1,326	▲ 12.4	680	▲ 13.9	1.22	0.18	51.3	▲ 0.9	646
	H14.3	1,404	▲ 13.0	10,316	1,318	▲ 0.6	600	▲ 11.8	1.07	▲ 0.15	45.5	▲ 5.8	718
	H15.3	1,039	▲ 26.0	10,147	1,231	▲ 6.6	471	▲ 21.5	0.84	▲ 0.23	38.3	▲ 7.2	760
	H16.3	990	▲ 4.7	9,876	1,099	▲ 10.7	428	▲ 9.1	0.90	0.06	38.9	0.6	671
	H17.3	1,295	30.8	9,454	1,209	10.0	470	9.8	1.07	0.17	38.9	0.0	739
	H18.3	1,408	8.7	9,786	1,305	7.9	563	19.8	1.08	0.01	43.1	4.2	742
	H19.3	1,604	13.9	9,207	1,178	▲ 9.7	609	8.2	1.36	0.28	51.7	8.6	569
	H20.3	1,646	2.6	8,922	1,188	0.8	556	▲ 8.7	1.39	0.03	46.8	▲ 4.9	632
	H21.3	1,442	▲ 12.4	8,802	1,192	0.3	592	6.5	1.21	▲ 0.18	49.7	2.9	600
	H22.3	775	▲ 46.3	8,962	1,112	▲ 6.7	424	▲ 28.4	0.70	▲ 0.51	38.1	▲ 11.6	688
	H23.3	916	18.2	8,945	1,199	7.8	538	26.9	0.76	0.06	44.9	6.8	661
	H24.3	901	▲ 1.6	8,872	1,190	▲ 0.8	447	▲ 16.9	0.76	0.00	37.6	▲ 7.3	743
	H25.3	1,038	15.2	9,099	1,161	▲ 2.4	475	6.3	0.89	0.13	40.9	3.3	686
	H26.3	1,251	20.5	8,887	1,254	8.0	518	9.1	1.00	0.11	41.3	0.4	736
	H27.3	1,542	23.3	8,749	1,286	2.6	640	23.6	1.20	0.20	49.8	8.5	646
	H28.3	1,913	24.1	8,795	1,311	1.9	721	12.7	1.46	0.26	55.0	5.2	590
	H29.3	2,203	15.2	8,413	1,226	▲ 6.5	790	9.6	1.80	0.34	64.4	9.4	436
	H30.3	2,495	13.3	8,528	1,263	3.0	782	▲ 1.0	1.98	0.18	61.9	▲ 2.5	481
	H31.3	2,676	7.3	8,203	1,205	▲ 4.6	808	3.3	2.22	0.24	67.1	5.2	397
	R2. 3	2,943	10.0	7,977	1,141	▲ 5.3	762	▲ 5.7	2.58	0.36	66.8	▲ 0.3	379
	R3. 3（※）	2,108	▲ 28.4	7,914	1,023	▲ 10.3	695	▲ 8.8	2.06	▲ 0.52	67.9	1.1	328
	R4. 3	2,363	12.1	7,778	964	▲ 5.8	675	▲ 2.9	2.45	0.39	70.0	2.1	289
	R5. 3	2,828	19.7	7,470	926	▲ 3.9	608	▲ 9.9	3.05	0.60	65.7	▲ 4.3	318
	R6. 3	**3,066**	**8.4**	**7,185**	**850**	**▲ 8.2**	**588**	**▲ 3.3**	**3.61**	**0.56**	**69.2**	**3.5**	**262**

※計上数字は、高等学校又はハローワーク（公共職業安定所）扱いによるもの。求人数は、県内企業からの求人分のみ。
※令和3年3月卒は、9月末時点に代えて10月末現在の数値です（採用選考開始期日が1ヶ月後ろ倒し（10月16日～）となったため）。

新規高等学校卒業（予定）者の産業・規模・職業別求人数（令和5年9月末）

山梨労働局職業安定部

産業別 《求人数》	R5.9	R4.9	R3.9	前年比（人）	前々年比（人）	前年比（%）	前々年比（%）
合　　計	3,066	2,828	2,363	238	703	8.4%	29.8%
A,B 農・林・漁業（01～04）	21	8	21	13	0	162.5%	0.0%
C 鉱業，採石業，砂利採取業（05）	0	0	0	0	0	－	－
D 建　設　業（06～08）	516	472	399	44	117	9.3%	29.3%
E 製　造　業（09～32）	1,267	1,197	958	70	309	5.8%	32.3%
食料品製造業（09）	166	110	108	56	58	50.9%	53.7%
飲料・たばこ・飼料製造業（10）	31	30	24	1	7	3.3%	29.2%
繊維工業（11）	11	5	3	6	8	120.0%	266.7%
木材・木製品製造業（12）	8	6	8	2	0	33.3%	0.0%
家具・装備品製造業（13）	10	9	8	1	2	11.1%	25.0%
パルプ・紙・紙加工品製造業（14）	11	12	12	▲ 1	▲ 1	▲ 8.3%	▲ 8.3%
印刷・同関連業（15）	26	23	13	3	13	13.0%	100.0%
化学工業（16）	28	32	20	▲ 4	8	▲ 12.5%	40.0%
石油製品・石炭製品製造業（17）	0	0	0	0	0	－	－
プラスチック製品製造業（18）	53	54	48	▲ 1	5	▲ 1.9%	10.4%
ゴム製品製造業（19）	0	0	0	0	0	－	－
窯業・土石製品製造業（21）	52	56	27	▲ 4	25	▲ 7.1%	92.6%
鉄鋼業（22）	11	5	5	6	6	120.0%	120.0%
非鉄金属製造業（23）	33	25	24	8	9	32.0%	37.5%
金属製品製造業（24）	60	79	45	▲ 19	15	▲ 24.1%	33.3%
はん用機械器具製造業（25）	82	87	57	▲ 5	25	▲ 5.7%	43.9%
生産用機械器具製造業（26）	126	90	63	36	63	40.0%	100.0%
業務用機械器具製造業（27）	103	100	96	3	7	3.0%	7.3%
電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）	114	157	121	▲ 43	▲ 7	▲ 27.4%	▲ 5.8%
電気機械器具製造業（29）	186	173	150	13	36	7.5%	24.0%
情報通信機械器具製造業（30）	54	48	49	6	5	12.5%	10.2%
輸送用機械器具製造業（31）	52	48	47	4	5	8.3%	10.6%
その他の製造業（20,32）	50	48	30	2	20	4.2%	66.7%
F 電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	8	8	5	0	3	0.0%	60.0%
G 情報通信業（37～41）	13	4	6	9	7	225.0%	116.7%
H 運輸業，郵便業（42～49）	133	128	111	5	22	3.9%	19.8%
I 卸売業，小売業（50～61）	284	238	207	46	77	19.3%	37.2%
卸売業（50～55）	79	56	49	23	30	41.1%	61.2%
小売業（56～61）	205	182	158	23	47	12.6%	29.7%
J 金融業，保険業（62～67）	18	17	10	1	8	5.9%	80.0%
K 不動産業，物品賃貸業（68～70）	17	12	15	5	2	41.7%	13.3%
L 学術研究，専門・技術サービス業（71～74）	36	39	33	▲ 3	3	▲ 7.7%	9.1%
M 宿泊業，飲食サービス業（75～77）	203	183	118	20	85	10.9%	72.0%
宿泊業（75）	176	163	107	13	69	8.0%	64.5%
飲食サービス業（76,77）	27	20	11	7	16	35.0%	145.5%
N 生活関連サービス業，娯楽業（78～80）	230	213	183	17	47	8.0%	25.7%
O 教育，学習支援業（81,82）	4	9	13	▲ 5	▲ 9	▲ 55.6%	▲ 69.2%
P 医療，福祉（83～85）	212	207	206	5	6	2.4%	2.9%
Q 複合サービス事業（86,87）	14	23	8	▲ 9	6	▲ 39.1%	75.0%
R サービス業(他に分類されないもの)（88～96）	90	70	70	20	20	28.6%	28.6%
S,T 公務，その他（97～99）	0	0	0	0	0	－	－

規模別 《求人数》	R5.9	R4.9	R3.9	前年比（人）	前々年比（人）	前年比（%）	前々年比（%）
合計	3,066	2,828	2,363	238	703	8.4%	29.8%
29人以下	857	736	616	121	241	16.4%	39.1%
30～99人	1,076	990	818	86	258	8.7%	31.5%
100～299人	708	692	592	16	116	2.3%	19.6%
300～499人	176	162	160	14	16	8.6%	10.0%
500～999人	161	160	99	1	62	0.6%	62.6%
1，000人以上	88	88	78	0	10	0.0%	12.8%

規模別 〈申込件数〉	R5.9	R4.9	R3.9	前年比（人）	前々年比（人）	前年比（%）	前々年比（%）
合計	1,180	1,097	972	83	208	7.6%	21.4%
29人以下	451	387	349	64	102	16.5%	29.2%
30～99人	461	443	383	18	78	4.1%	20.4%
100～299人	217	216	191	1	26	0.5%	13.6%
300～499人	28	28	26	0	2	0.0%	7.7%
500～999人	16	16	16	0	0	0.0%	0.0%
1，000人以上	7	7	7	0	0	0.0%	0.0%

規模別 〈申込事業所数〉	R5.9	R4.9	R3.9	前年比（人）	前々年比（人）	前年比（%）	前々年比（%）
合計	798	759	706	39	92	5.1%	13.0%
29人以下	302	280	266	22	36	7.9%	13.5%
30～99人	310	303	259	7	51	2.3%	19.7%
100～299人	141	134	141	7	0	5.2%	0.0%
300～499人	24	21	17	3	7	14.3%	41.2%
500～999人	12	13	15	▲ 1	▲ 3	▲ 7.7%	▲ 20.0%
1，000人以上	9	8	8	1	1	12.5%	12.5%

職業別 《求人数》	R5.9	R4.9	R3.9	前年比（人）	前々年比（人）	前年比（%）	前々年比（%）
合　　計	3,066	2,828	2,363	238	703	8.4%	29.8%
A，B 専門的、技術的、管理的職業（01～24）	334	348	302	▲ 14	32	▲ 4.0%	10.6%
C 事務的職業（25～31）	161	158	119	3	42	1.9%	35.3%
D 販売職業（32～34）	226	202	159	24	67	11.9%	42.1%
E サービスの職業	582	537	449	45	133	8.4%	29.6%
理容・美容師等（38）	53	50	57	3	▲ 4	6.0%	▲ 7.0%
調理師見習等（39）	42	42	26	0	16	0.0%	61.5%
飲食店店員等（40）	274	249	177	25	97	10.0%	54.8%
その他（35～37・41・42）	213	196	189	17	24	8.7%	12.7%
H，I，J，K 技能工，採掘，製造，建築従事者（49～73）	1,703	1,534	1,287	169	416	11.0%	32.3%
① 製造・製作従事者（49～59）	1,165	1,061	880	104	285	9.8%	32.4%
② 定置機関・建設機械運転（64・67）	96	103	77	▲ 7	19	▲ 6.8%	24.7%
③ 採掘・建設・労務従事者（65・66・68～73）	391	329	293	62	98	18.8%	33.4%
その他（60～63）	51	41	37	10	14	24.4%	37.8%
F，G その他の職業（43～48）	60	49	47	11	13	22.4%	27.7%

※令和3年3月卒は、9月末時点に代えて10月末現在の数値です（採用選考開始期日が1ヶ月後ろ倒し（10月16日～）となったため）。

【照会先】
山梨労働局 職業安定部 職業安定課
課　長　　齊藤　章司
地方職業指導官　　大村　英貴
（電話）055－225－2857

厚生労働省山梨労働局発表
令和5年10月31日

令和6年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況

（令和5年10月1日現在）

厚生労働省山梨労働局（局長：髙西　盛登）は、令和5年10月1日現在における令和6年3月県内大学等（※1）新規卒業予定者の就職内定状況（※2）を取りまとめました。
その概要は、次のとおりです。

1　就職希望者数　…　3，980人
前年同期（3，906人）に比べ74人〔1.9%〕の増加
前々年同期（3，946人）に比べ34人〔0.9%〕の増加

2　就職内定者数　…　1，510人
前年同期（1，799人）に比べ▲289人〔▲16.1%〕の減少
前々年同期（1，791人）に比べ▲281人〔▲15.7%〕の減少

3　就職内定率　…　37．9%
前年同期（46．1%）に比べ▲8.2ポイント低下
前々年同期（45．4%）に比べ▲7.5ポイント低下

※1　県内大学等とは、大学、短大、専修学校及び公共職業能力開発施設（2年制・1年制）を指します。
※2　集計に当たっては、県内大学等30校の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生などは内定学生数として計上されておりません。

（添付資料）
○P2　…令和6年3月新規学校卒業予定者就職内定状況（令和5年10月1日現在）大学等
○P3･4…新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移
○P5･6…新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移（10月1日現在）
○P7　…令和6年3月新規大学等卒業予定者対象　産業別・規模別求人受理状況（令和5年9月末現在）

令和６年３月新規学校卒業予定者就職内定状況

（令和５年１０月１日現在）

大学等

山梨労働局職業安定部

項目 学校別		卒業予定者数	就職希望者数	内定学生数	就職内定率（%）	対前年比（P）
大学	計	3,519 (3,628)	2,849 (2,723)	996 (1,305)	35.0 (47.9)	▲ 12.9
	男	1,929 (1,971)	1,458 (1,303)	475 (625)	32.6 (48.0)	▲ 15.4
	女	1,590 (1,657)	1,391 (1,420)	521 (680)	37.5 (47.9)	▲ 10.4
短大	計	408 (459)	257 (315)	96 (99)	37.4 (31.4)	6.0
	男	107 (117)	39 (44)	19 (19)	48.7 (43.2)	5.5
	女	301 (342)	218 (271)	77 (80)	35.3 (29.5)	5.8
専修学校等	計	928 (935)	874 (868)	418 (395)	47.8 (45.5)	2.3
	男	424 (402)	398 (365)	214 (199)	53.8 (54.5)	▲ 0.7
	女	504 (533)	476 (503)	204 (196)	42.9 (39.0)	3.9
計	計	4,855 (5,022)	3,980 (3,906)	1,510 (1,799)	37.9 (46.1)	▲ 8.2
	男	2,460 (2,490)	1,895 (1,712)	708 (843)	37.4 (49.2)	▲ 11.8
	女	2,395 (2,532)	2,085 (2,194)	802 (956)	38.5 (43.6)	▲ 5.1

調査校数【◆大学：8校 ◆短大：3校 ◆専修等：19校】

※この調査は、山梨労働局管内の大学等３０校が、１０月１日時点で学生からの報告等により把握している内定状況等をとりまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは内定学生数として計上されておりません。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査として実施しており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法等が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。
※カッコ内の数字は前年同期。

大学（理系・文系別）就職内定状況（１０月１日現在）

		卒業予定者数	就職希望者数	内定取得者数	就職内定率
理系	令和６年３月卒	1,250 人	921 人	413 人	44.8%
	前年同期比（%）	(1.3)	(1.7)	(▲ 7.8)	(▲4.6P)
	令和５年３月卒	1,234 人	906 人	448 人	49.4%
文系	令和６年３月卒	2,269 人	1,928 人	583 人	30.2%
	前年同期比（%）	(▲ 5.2)	(6.1)	(▲ 32.0)	(▲17.0P)
	令和５年３月卒	2,394 人	1,817 人	857 人	47.2%

※カッコ内は前年同期比（%）、就職内定率はポイント（P）

新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移

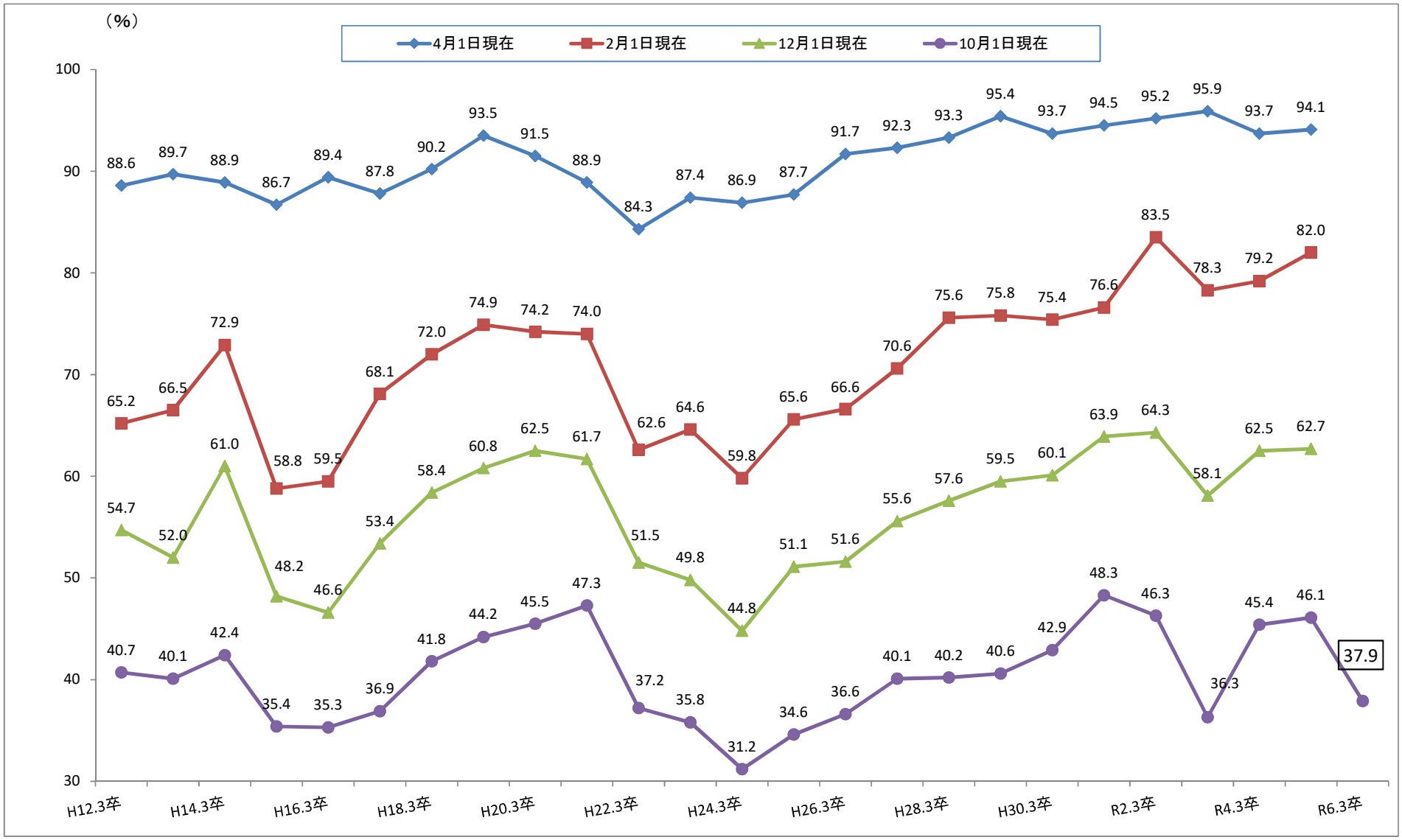

※県内大学・短期大学・専修学校の全就職希望者を対象に、本人が各大学等の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握
※年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移（学歴別）

大　学

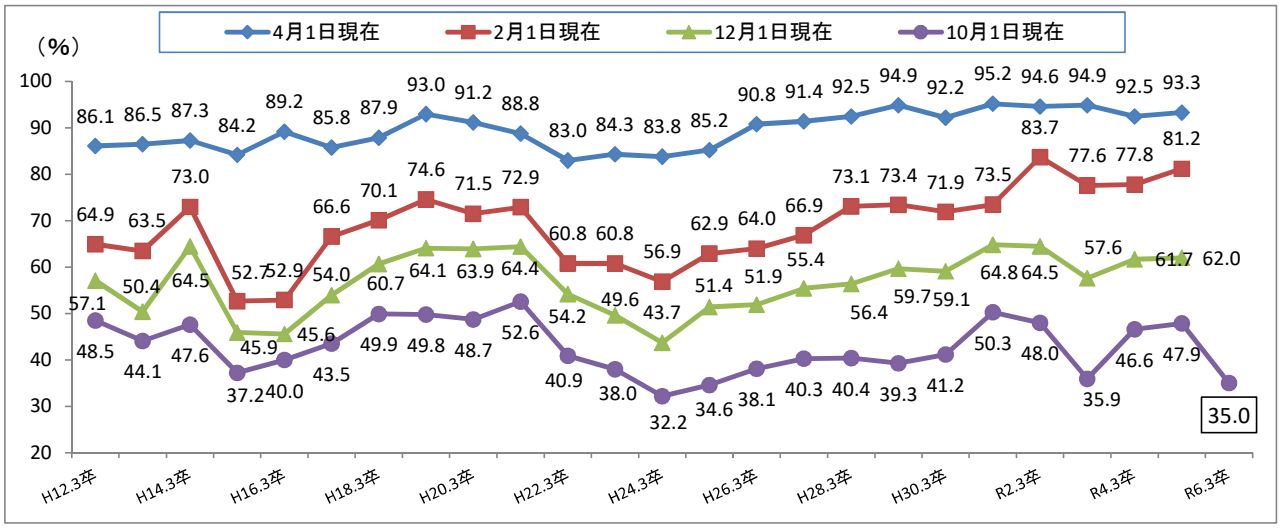

短期大学

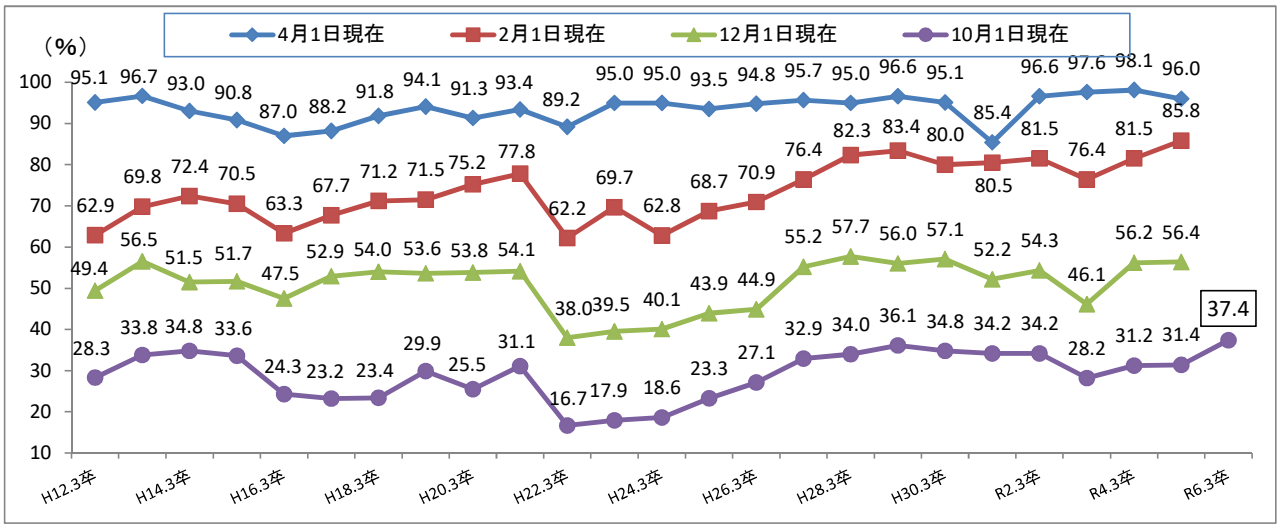

専修学校

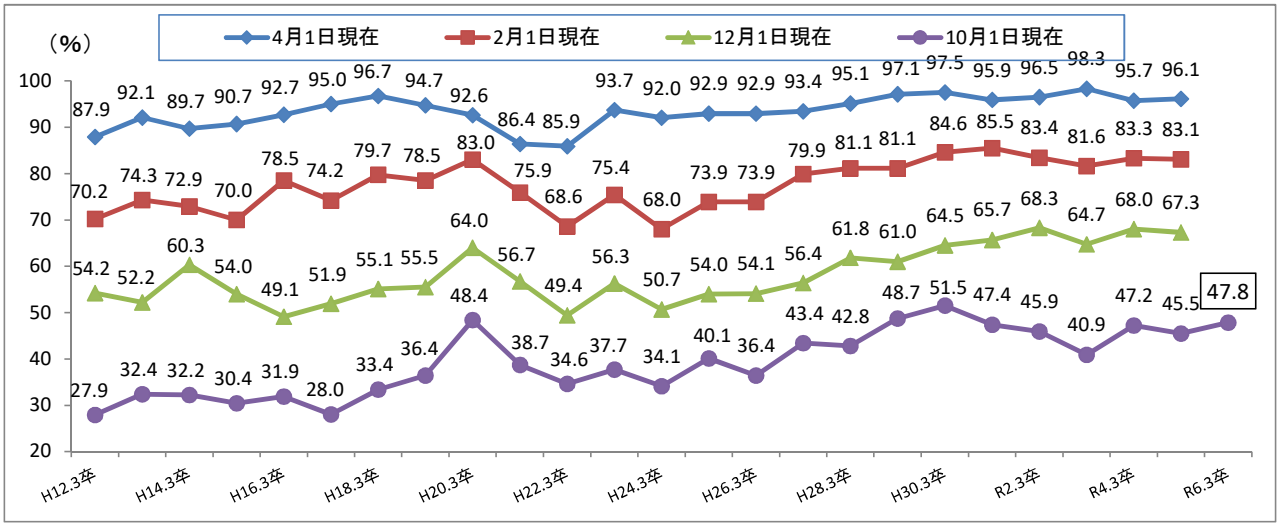

※県内大学・短期大学・専修学校の全就職希望者を対象に、本人が各大学等の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握

※年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移（１０月１日現在）　　（学歴別その1）

（注１）県内各学校の全就職希望者を対象に、本人が各学校の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握

（注２）年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

（大学・短大・専修等の合計）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3
① 卒業予定者数	4,855	5,022	5,099	5,157	5,056	5,098	5,088	5,051	5,272	5,181	5,304	5,306	5,372	5,380	5,530	5,323	5,409	5,130	5,234	5,030	5,318	5,375	5,354	5,818
② 就職希望者数	3,980	3,906	4,098	4,259	4,164	4,128	4,256	4,078	4,297	4,173	4,265	4,131	4,213	4,335	4,286	4,186	4,218	3,910	3,867	3,779	4,275	4,158	4,228	4,561
②－１うち県内就職希望者数	1,480	1,682	1,850	1,472	1,686	1,623	2,063	2,011	2,005	1,968	1,964	2,047	1,916	2,048	1,917	1,795	1,849	1,763	1,711	1,662	1,727	1,760	1,821	1,879
③ 就職内定者数	1,510	1,799	1,489	1,973	2,012	1,770	1,728	1,638	1,725	1,529	1,475	1,289	1,508	1,611	2,028	1,903	1,864	1,633	1,428	1,333	1,514	1,765	1,696	1,858
③－１うち県内就職内定者数	697	793	648	648	725	751	777	710	762	680	607	640	616	653	739	634	686	611	552	559	610	669	586	559
④ 就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	46.2	44.1	43.5	32.8	36.0	42.4	45.0	43.3	44.2	44.5	41.2	49.7	40.8	40.5	36.4	33.3	36.8	37.4	38.7	41.9	40.3	37.9	34.6	30.1
⑤ 就職内定率（③／②×100）	37.9	46.1	36.3	46.3	48.3	42.9	40.6	40.2	40.1	36.6	34.6	31.2	35.8	37.2	47.3	45.5	44.2	41.8	36.9	35.3	35.4	42.4	40.1	40.7
⑥ 県内就職内定率（③－1／②－1×100）	47.1	47.1	35.0	44.0	43.0	46.3	37.7	35.3	38.0	34.6	30.9	31.3	32.2	31.9	38.5	35.3	37.1	34.7	32.3	33.6	35.3	38.0	32.2	29.7
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	2,470	2,107	2,609	2,286	2,152	2,358	2,528	2,440	2,572	2,644	2,790	2,842	2,705	2,724	2,258	2,283	2,354	2,277	2,439	2,446	2,761	2,393	2,532	2,703
⑦－１うち県内就職未内定者数	783	889	1,202	824	961	872	1,286	1,301	1,243	1,288	1,357	1,407	1,300	1,395	1,178	1,161	1,163	1,152	1,159	1,103	1,117	1,091	1,235	1,320

（大学のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3
① 卒業予定者数	3,519	3,628	3,536	3,606	3,666	3,592	3,557	3,696	3,619	3,717	3,730	3,841	3,790	3,905	3,840	3,964	3,683	3,679	3,439	3,550	3,259	3,422	3,484	3,481
② 就職希望者数	2,849	2,723	2,757	2,853	2,981	2,933	2,801	3,056	2,883	3,013	2,952	3,017	2,830	2,944	2,999	2,919	2,805	2,763	2,467	2,470	2,305	2,735	2,615	2,690
②－１うち県内就職希望者数	573	741	835	896	524	801	696	1,052	1,046	937	944	889	947	851	915	800	693	727	618	601	525	522	543	608
③ 就職内定者数	996	1,305	1,284	1,025	1,432	1,475	1,155	1,201	1,164	1,215	1,124	1,045	912	1,120	1,228	1,536	1,365	1,375	1,231	1,074	922	1,017	1,244	1,185
③－１うち県内就職内定者数	336	437	409	312	283	353	331	386	375	394	364	262	326	301	359	377	262	293	307	284	263	238	270	209
④ 就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	33.7	33.5	31.9	30.4	19.8	23.9	28.7	32.1	32.2	32.4	32.4	25.1	35.7	26.9	29.2	24.5	19.2	21.3	24.9	26.4	28.5	23.4	21.7	17.6
⑤ 就職内定率（③／②×100）	35.0	47.9	46.6	35.9	48.0	50.3	41.2	39.3	40.4	40.3	38.1	34.6	32.2	38.0	40.9	52.6	48.7	49.8	49.9	43.5	40.0	37.2	47.6	44.1
⑥ 県内就職内定率（③－1／②－1×100）	58.6	59.0	49.0	34.8	54.0	44.1	47.6	36.7	35.9	42.0	38.6	29.5	34.4	35.4	39.2	47.1	37.8	40.3	49.7	47.3	50.1	45.6	49.7	34.4
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	1,853	1,418	1,473	1,828	1,549	1,458	1,646	1,855	1,719	1,798	1,828	1,972	1,918	1,824	1,771	1,383	1,440	1,388	1,236	1,396	1,383	1,718	1,371	1,505
⑦－１うち県内就職未内定者数	237	304	426	584	241	448	365	666	671	543	580	627	621	550	556	423	431	434	311	317	262	284	273	399

新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移（１０月１日現在）　　（学歴別その２）

（注１）県内各学校の全就職希望者を対象に、本人が各学校の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握

（注２）年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

（短大のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3
① 卒業予定者数	408	459	519	513	527	526	551	588	536	595	558	563	556	581	574	606	751	800	998	1,023	1,033	1,228	1,183	1,221
② 就職希望者数	257	315	340	354	386	354	411	452	424	453	428	417	431	457	443	489	569	628	803	773	782	915	907	951
②－１うち県内就職希望者数	189	214	240	233	235	218	270	324	307	326	319	317	334	340	337	353	407	445	586	580	579	693	680	705
③ 就職内定者数	96	99	106	100	132	121	143	163	144	149	116	97	80	82	74	152	145	188	188	179	190	307	316	321
③－１うち県内就職内定者数	44	52	42	27	47	62	72	106	83	90	74	68	55	49	46	87	105	127	128	116	128	234	231	218
④ 就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	45.8	52.5	39.6	27.0	35.6	51.2	50.3	65.0	57.6	60.4	63.8	70.1	68.8	59.8	62.2	57.2	72.4	67.6	68.1	64.8	67.4	76.2	73.1	67.9
⑤ 就職内定率（③／②×100）	37.4	31.4	31.2	28.2	34.2	34.2	34.8	36.1	34.0	32.9	27.1	23.3	18.6	17.9	16.7	31.1	25.5	29.9	23.4	23.2	24.3	33.6	34.8	33.8
⑥ 県内就職内定率（③－1／②－1×100）	23.3	24.3	17.5	11.6	20.0	28.4	26.7	32.7	27.0	27.6	23.2	21.5	16.5	14.4	13.6	24.6	25.8	28.5	21.8	20.0	22.1	33.8	34.0	30.9
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	161	216	234	254	254	233	268	289	280	304	312	320	351	375	369	337	424	440	615	594	592	608	591	630
⑦－１うち県内就職未内定者数	145	162	198	206	188	156	198	218	224	236	245	249	279	291	291	266	302	318	458	464	451	459	449	487

（専修等のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3
① 卒業予定者数	928	935	938	980	964	938	990	804	896	960	893	900	960	886	966	960	889	930	693	661	738	668	708	652
② 就職希望者数	874	868	849	891	892	877	916	748	771	831	793	831	870	812	893	878	812	827	640	624	692	625	636	587
②－１うち県内就職希望者数	718	727	736	721	713	667	657	648	658	742	705	758	766	725	796	764	695	677	559	530	558	512	537	508
③ 就職内定者数	418	395	401	364	409	416	472	364	330	361	289	333	297	306	309	340	393	301	214	175	221	190	205	190
③－１うち県内就職内定者数	317	304	346	309	318	310	348	285	252	278	242	277	259	266	248	275	267	266	176	152	168	138	168	159
④ 就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	75.8	77.0	86.3	84.9	77.8	74.5	73.7	78.3	76.4	77.0	83.7	83.2	87.2	86.9	80.3	80.9	67.9	88.4	82.2	86.9	76.0	72.6	82.0	83.7
⑤ 就職内定率（③／②×100）	47.8	45.5	47.2	40.9	45.9	47.4	51.5	48.7	42.8	43.4	36.4	40.1	34.1	37.7	34.6	38.7	48.4	36.4	33.4	28.0	31.9	30.4	32.2	32.4
⑥ 県内就職内定率（③－1／②－1×100）	44.2	41.8	47.0	42.9	44.6	46.5	53.0	44.0	38.3	37.5	34.3	36.5	33.8	36.7	31.2	36.0	38.4	39.3	31.5	28.7	30.1	27.0	31.3	31.3
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	456	473	448	527	483	461	444	384	441	470	504	498	573	506	584	538	419	526	426	449	471	435	431	397
⑦－１うち県内就職未内定者数	401	423	390	412	395	357	309	363	406	464	463	481	507	459	548	489	428	411	383	378	390	374	369	349

令和６年３月新規大学等卒業予定者対象　産業別・規模別求人受理状況

（県下公共職業安定所取扱分）

令和５年　9　月末現在　　山梨労働局職業安定部

産業・規模	項目	求人数	前年同期求人数	対前年比 人	対前年比 %
産業別	A・B　農・林・漁業　(01～04)	6	7	▲ 1	▲ 14.3
	C　鉱業、採石業、砂利採取業　(05)	0	0	0	－
	D　建設業　(06～08)	159	180	▲ 21	▲ 11.7
	E　製造業　(09～32)	314	514	▲ 200	▲ 38.9
	09　食料品製造業	47	230	▲ 183	▲ 79.6
	10　飲料・たばこ・飼料製造業	6	11	▲ 5	▲ 45.5
	11　繊維工業	0	2	▲ 2	▲ 100.0
	12　木材・木製品製造業	0	1	▲ 1	▲ 100.0
	13　家具・装備品製造業	0	0	0	－
	14　パルプ・紙・紙加工品製造業	10	7	3	42.9
	15　印刷・同関連産業	3	6	▲ 3	▲ 50.0
	16　化学工業	2	2	0	0.0
	17　石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	－
	18　プラスチック製品製造業	5	4	1	25.0
	19　ゴム製品製造業	0	0	0	－
	21　窯業・土石製品製造業	14	7	7	100.0
	22　鉄鋼業	2	0	2	－
	23　非鉄金属製造業	3	0	3	－
	24　金属製品製造業	12	14	▲ 2	▲ 14.3
	25　はん用機械器具製造業	25	32	▲ 7	▲ 21.9
	26　生産用機械器具製造業	62	47	15	31.9
	27　業務用機械器具製造業	6	13	▲ 7	▲ 53.8
	28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	29	43	▲ 14	▲ 32.6
	29　電気機械器具製造業	30	19	11	57.9
	30　情報通信機械器具製造業	18	16	2	12.5
	31　輸送用機械器具製造業	14	27	▲ 13	▲ 48.1
	20,32　その他の製造業	26	33	▲ 7	▲ 21.2
	F　電気・ガス・熱供給・水道業　(33～36)	3	3	0	0.0
	G　情報通信業　(37～41)	81	41	40	97.6
	H　運輸業，郵便業　(42～49)	9	21	▲ 12	▲ 57.1
	I　卸売・小売業　(50～61)	275	253	22	8.7
	50～55　卸売業	72	66	6	9.1
	56～61　小売業	203	187	16	8.6
	J　金融・保険業　(62～67)	38	29	9	31.0
	K　不動産業，物品賃貸業　(68～70)	7	7	0	0.0
	L　学術研究，専門・技術サービス業　(71～74)	51	46	5	10.9
	M　宿泊業，飲食サービス業　(75～77)	125	100	25	25.0
	(75　宿泊業)	121	96	25	26.0
	(76,77　飲食ｻｰﾋﾞｽ業)	4	4	0	0.0
	N　生活関連サービス業，娯楽業　(78～80)	100	61	39	63.9
	O　教育，学習支援業　(81，82)	43	39	4	10.3
	P　医療，福祉　(83～85)	338	348	▲ 10	▲ 2.9
	Q　複合サービス事業　(86，87)	20	21	▲ 1	▲ 4.8
	R　サービス業（他に分類されないもの）　(88～96)	47	48	▲ 1	▲ 2.1
	S，T　公務，その他　(97～99)	9	0	9	－
合計		1,625	1,718	▲ 93	▲ 5.4
規模別	29　人　以　下	328	274	54	19.7
	30　人　～　99　人	634	609	25	4.1
	100　人　～　299　人	476	476	0	0.0
	300　人　～　499　人	145	115	30	26.1
	500　人　～　999　人	29	234	▲ 205	▲ 87.6
	1,000　人　以　上	13	10	3	30.0

※求人数は、県内ハローワークに申込みのあった求人分のみ。

令和５年10月31日
【照会先】
山梨労働局　労働基準部　監督課
課　　長　太田良　雅美
監察監督官　宇治　誠
（電話）055-225-2853

報道関係者　各位

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します
～過重労働解消に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

山梨労働局(局長 髙西盛登)では、本年も11月の「過労死等防止啓発月間」において、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

同月間中は「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催して過労死等を防止することの重要性について国民の皆様の関心と理解を深めていただくほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働等に重点を置いた監督指導を行います。

また、11月１日（水）から11月７日（火）を「過重労働相談受付集中期間」とし、祝日である11月３日（金）には、長時間労働等に関する相談を労働基準監督官が無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施します。

【主な取組の概要】

１　電話相談の実施

（１）過重労働解消相談ダイヤル（無料）

全国一斉に実施し、労働基準監督官が相談に対応します。

日　時：11月3日（金・祝日）9：00～17：00

連絡先：０１２０（７９４）７１３（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

※山梨県内からの相談は東京労働局にて集中受付します。

（２）相談ダイヤル以外の窓口

以下の窓口で、相談や情報提供を受け付けています。

ア　山梨労働局及び県内の各労働基準監督署（受付時間　平日8:30～17:15）

イ　労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日の夜間や土日･祝日に､労働条件に関し無料で相談を受け付けています。

開設時間：月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

連絡先：０１２０（811）６１０（フリーダイヤル　はい！　労働）

２　労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

11月のキャンペーン期間中に、山梨労働局長が管内企業の経営トップ等との意見交換により、長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を紹介します。（詳細は別途広報予定）

※　ベストプラクティス企業とは、県内で積極的に長時間労働の削減に向けた取組を実践している企業のことをいいます。

３　重点的な監督指導の実施

11月のキャンペーン期間中に、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的監督指導を行います。

４　労使等への主体的取組の要請

キャンペーンの実施に伴い、使用者団体や労働組合等に協力要請を行います。

（使用者団体）山梨県経営者協会、山梨県中小企業団体中央会
山梨県商工会連合会、山梨県商工会議所連合会
甲府商工会議所、富士吉田商工会議所
山梨県労働基準協会連合会、山梨県建設業協会
山梨県トラック協会、山梨県バス協会、山梨県タクシー協会

（労働組合）　日本労働組合総連合会山梨県連合会

（その他）　山梨県社会保険労務士会

５　広報の実施

（１）山梨労働局ホームページに「過重労働解消キャンペーン」の実施事項を掲載します。

（２）パンフレット及びポスターを使用者団体や労働組合等に配布します。

６　「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催

（１）日時

令和5年11月30日（木）18:30～20:30

（２）会場

ベルクラシック甲府　エリザベート（甲府市丸の内１-１-17）

（３）プログラム

ア　基調講演　「過労死の実情と求められる防止策」
白神　優理子氏

イ　「時間外労働の削減」
三栄精工株式会社

ウ　「名ばかり店長の実態と過労対策」
清水　文美氏

（４）申込方法

Web　https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

Fax　03-6264-6445　※資料３の裏面【参加申込書】を送付

（５）問合せ先

株式会社プロセスユニーク

TEL 0570-087-555

E-mail　karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

関係資料一覧

資料１　過重労働解消キャンペーンパンフレット

資料２　過労死等防止啓発パンフレット

資料３　過労死等防止対策推進シンポジウムチラシ（山梨会場版）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

相談無料

11月3日（金・祝）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

令和5年11月3日（金・祝） 9時～17時　**0120-794-713**（なくしましょう 長い残業）

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細　https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。

＊詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ　https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

参加費無料

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

＊全国47都道府県で全48回開催（無料でどなたでも参加できます）。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ　https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

11月 「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料　令和5年11月3日（金・祝） 9時～17時

過重労働解消相談ダイヤル　**0120-794-713**（なくしましょう 長い残業）

※全国どこからでも利用できます（スマートフォンからでも無料）※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン　検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）　**0120-811-610**（はい！ ろうどう）　月～金 17:00～22:00　土日・祝日 9:00～21:00

資料1

厚生労働省（ひと、くらし、みらいのために）Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局　労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「**過労死等防止対策推進法**」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を**11月に実施**し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。

知っていますか?

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性

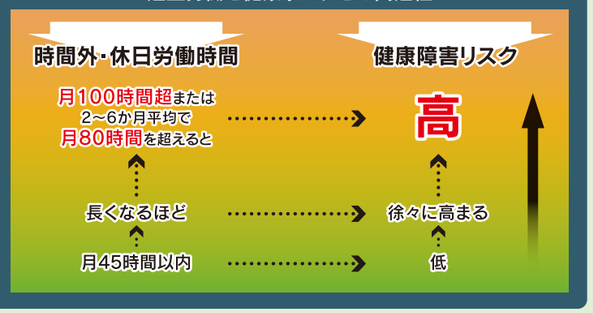

確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

確かめよう労働条件サイト https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/

過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
◆労働時間を適正に把握(※2)してください。

時間外労働の上限

法律による上限(例外)	○年720時間 ○複数月平均80時間＊ ○月100時間未満＊ ＊休日労働を含む

年間=6か月まで

法律による上限(原則)

残業時間(原則)
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間

1年間=12か月

02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。

04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

過労死等を防止するための対策BOOK

しごとより、いのち。

すべての人が健康で、毎日イキイキと働き続けられる社会へ。

みんなで一緒に考えてみませんか。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

STOP! 過労死

資料2

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用紙全部がリサイクルできます。

Q 過労死等とは？

A 業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

[過労死等の定義]

◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡

◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡

◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

[長時間労働と過労死等]

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係

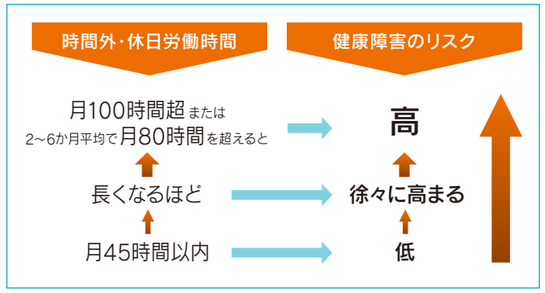

《 注意 》

①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。

③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

④2～6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

[過労死等防止は喫緊の課題]

過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務となっています。

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移

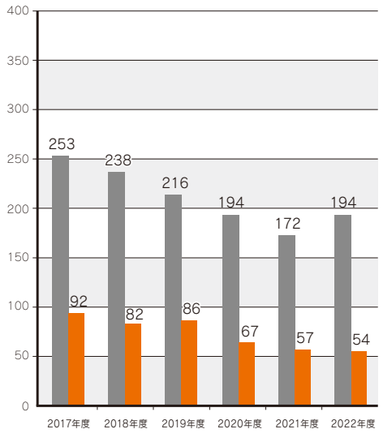

注）労災認定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む

■精神障害に係る労災認定件数の推移

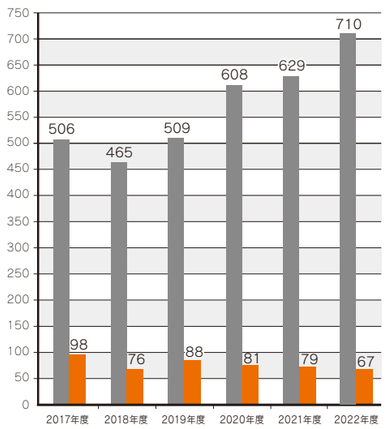

注）労災認定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む

[過労死等防止に関連する国の目標]

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R3.7月変更）

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（2025年まで）

◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満（2025年まで）
（2）制度を導入している企業割合を15%以上（2025年まで）
特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。

◎年次有給休暇の取得率を70%以上（2025年まで）

◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（2027年まで）

◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（2027年まで）

◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（2027年まで）

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移

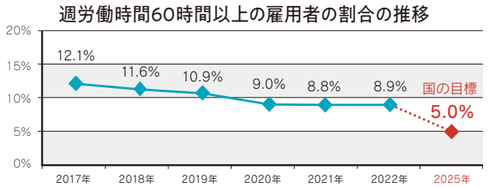

※資料出所：総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成。

■ 年次有給休暇の取得率の推移

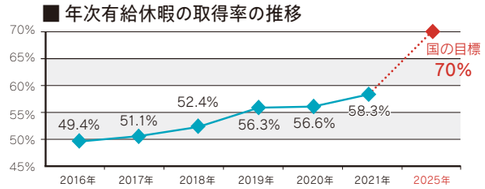

※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

事業主の取組

Q 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A 労働者の労働時間を正確に把握しましょう。時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

［適正な労働時間の把握］

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

［労働時間適正把握ガイドライン」で詳しく解説しています。

［「時間外・休日労働協定（36協定）」の周知を］

使用者が法定労働時間（原則、1日8時間、週40時間）を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数労働組合（ない場合には過半数代表者）と締結し、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。労働者に対して、労働基準法を周知することはもとより、36協定が適切に結ばれるよう過半数代表者（過半数代表者に選出されうる労働者）に対しても、周知等を行うことが重要です。また、届け出られた協定は見やすい場所へ掲示するなどの方法により、労働者に周知することが必要です。

! 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5％以下とする（2025年まで）

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。

事業主の取組
労働者の取組

Q 働きすぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

A 事業主は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

［睡眠時間の確保および健康づくりを］

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

［若年労働者などにも配慮した対策を］

若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるよう、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないように、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。

高年齢労働者への取り組みは「高年齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

事業主の取組
労働者の取組

Q 働き方はどのように見直せばよいですか？

A 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

［ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を］

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかり休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

！関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70％以上とする（2025年まで）

年次有給休暇（年休）は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者（パート・アルバイトも同様）は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が年10日以上の全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。

事業主の取組
労働者の取組

Q 勤務間インターバル制度とは？

A 勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

- 勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等をとりまとめたマニュアル、導入事例があります。
- 制度を導入する中小企業への助成金があります。

！関連する国の目標

勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
(1) 制度を知らなかった企業割合を5％未満に、
(2) 制度を導入している企業割合を15％以上とする（2025年まで）

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1
従業員の健康の維持・向上につながります。
インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2
従業員の定着や確保が期待できます。
労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3
生産性の向上につながるります。
十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html

事業主の取組
労働者の取組

Q 心の健康を保つために取り組むべきことは？

A 事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

［メンタルヘルスケアが重要］

仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、8割を超えています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設置を計画的に実施することが重要です。

［ストレスチェックの実施を］

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場は努力義務）。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

! 関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（2027年まで）
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（2027年まで）

「ストレスチェック実施プログラム（無料）」
https://stresscheck.mhlw.go.jp/

ストレスチェックの企業向けの相談窓口
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」
0570-031050（平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

事業主の取組
労働者の取組

Q 職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

A 事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

2022年4月から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が中小企業を含む全ての企業の義務となりました。

職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

● 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

● 併せて講ずべき措置

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

● 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」もご活用ください。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

事業主の取組
労働者の取組

Q 新しい働き方を導入する場合はどのように対応すべき？

A テレワークなどの新しい働き方の導入にあたっては、企業も労働者も安心して取り組むことができる環境を整備することが重要です。

［テレワーク］

テレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」「新しい生活様式」に対応した働き方であり、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがあります。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせる機会が減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。

労使双方で十分に話し合い、良質なテレワーク環境の整備に努めましょう。

［副業・兼業］

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によって労働者の健康が阻害されないよう、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

［フリーランス］

フリーランスについては、多様な働き方の拡大等により、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待されます。

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を活用し、適正な取引に努めましょう。

また、フリーランスの取引に関する新しい法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。詳しい情報は、厚生労働省HPをご確認ください。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

副業・兼業の促進に関するガイドライン

フリーランスのガイドラインや新しい法律については厚生労働省HPへ

【労働者用】自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

【事業者用】テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト

事業主の取組
労働者の取組

Q 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

A 労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

［相談しやすい環境の整備を］

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましょう。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょう。

▼相談窓口は、P13・P14へ

! 関連する国の目標

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする（2027年まで）

このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

疲労が蓄積すると心身の健康状態の低下を招き、健康障害を引き起こすことがあります。
下記のチェックリストを活用して、あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、改善に役立ててください。

記入年月日　　年　　月　　日

1.最近1か月間の自覚症状　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
2. 不安だ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
3. 落ち着かない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
4. ゆううつだ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
5. よく眠れない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
6. 体の調子が悪い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
10. やる気が出ない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
11. へとへとだ（運動後を除く）※1	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）

※1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

I	0～2点	II	3～7点	III	8～14点	IV	15点以上

2.最近1か月間の勤務の状況　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	□ ない又は適当（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	——
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	□ ない又は小さい（0）	□ 大きい（1）	——
4. 深夜勤務に伴う負担※2	□ ない又は小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である（0）	□ 不適切である（1）	——
6. 仕事についての身体的負担※3	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
7. 仕事についての精神的負担	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
12. 勤務日の睡眠時間	□ 十分（0）	□ やや足りない（1）	□ 足りない（3）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間※4	□ 十分（0）	□ やや足りない（1）	□ 足りない（3）

※2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時－午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。
※3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担　※4：これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

A	0点	B	1～5点	C	6～11点	D	12点以上

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの疲労蓄積度の点数（0～7）を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正しく行われない可能性があります。

判定	点　数	疲労蓄積度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

あなたの疲労蓄積度の点数は　　点（0～7）

疲労蓄積予防のための対策

あなたの疲労蓄積度はいかがでしたか？本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。疲労蓄積度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、チェックリストの2に掲載されている“勤務の状況”の項目（点数が1または3である項目）の改善が必要です。個人の裁量で改善可能な項目については、自分でそれらの項目の改善を行ってください。個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。なお、仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかり取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養が取りやすくなることから、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられています。あなたの時間外・休日労働時間が月45時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討してください。

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者など）に向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。
また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。
https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

●こころの耳（ポータルサイト）

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを掲載しています。
https://kokoro.mhlw.go.jp/

●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話相談 **0120-565-455** 月・火 17:00～22:00／土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）
メール相談 24時間受付
SNS相談 月・火 17:00～22:00／土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、
気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。
https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

◎国による過労死等防止のための取り組み

●厚生労働省 過労死等防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html

◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

●全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

●過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8:30～17:15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。
“Labour Standards Advice Hotline” Foreign language support is also available.
0120-811-610　平日 17:00～22:00／土・日・祝日 9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けたアドバイスを無料で行っています。
お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

山梨 会場

資料3

過労死等防止対策推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の
労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方の
ご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、
防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日 時
2023年11月30日(木)
18:30～20:30(受付18:00～)

会 場
ベルクラシック甲府　エリザベート
(山梨県甲府市丸の内1-1-17)

▼ 特設ホームページはこちら▼
過労死等防止対策推進シンポジウム　検索

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：山梨県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
働くもののいのちと健康を守る山梨県センター、山梨・過労死と労災問題を考える家族の会

山梨会場

プログラム

[主催者挨拶]　山梨労働局

[基調講演]

「過労死の実情と求められる防止策」

白神 優理子 氏（八王子合同法律事務所）

[企業からの事例紹介]

「時間外労働の削減」 三栄精工株式会社

[山梨・過労死と労災問題を考える家族の会からの報告]

「名ばかり店長の実態と過労対策」

清水 文美 氏（山梨・過労死と労災問題を考える家族の会）

白神 優理子 氏
八王子合同法律事務所

取り組んでいる事件は、横田基地騒音公害訴訟、原爆症認定訴訟、過労死をはじめとした労災・労働事件、年金請求、市民の権利に関する事件に多数取り組んでいる。憲法や労働問題など全国各地での講演は600回以上。

[著書]
『弁護士白神優理子が語る日本国憲法は希望』（平和文化社）
[共著]
『学校と教師を壊す「働き方改革」』（花伝社）

会場のご案内

ベルクラシック甲府 エリザベート
（山梨県甲府市丸の内1-1-17）

・JR甲府駅北口から徒歩3分

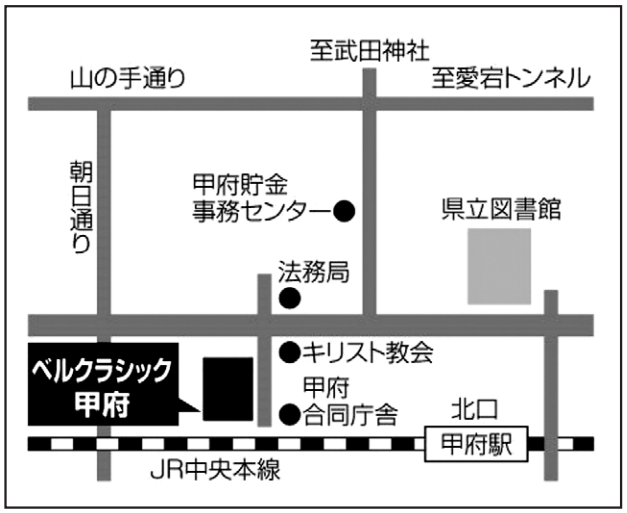

参加申込について

▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
▶参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。

▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他　［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」　・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク
電　話：0570-087-555
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

（別紙１）

事前申し込み不要
お気軽にご参加ください

２０２３介護就職デイ

福祉・介護のしごと 就職面接会

多くの企業と面談できるチャンスです。事業所担当者と直接お話ししてみませんか。

会場　**ベルクラシック甲府3F**

甲府市丸の内１－１－１７

令和5年 11月 10 日(金)

１４：００～１６：００（受付１３：３０～）

〇事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

●学生さん歓迎

●参加無料

●入退場自由

●服装自由

内容

・求職者と求人企業による個別面談

・国中地域の会社２４社参加予定
（参加事業所は１０月に山梨労働局 HP 上で公表予定です。）
（医療・介護・保育に関する求人を提出している事業所）

・認知症 VR 体験会（VR ゴーグルを装着しての仮想現実体験）

・企業説明または仕事説明のみ聞きたい方のご参加も OK です。

・雇用保険受給中の方は求職活動実績に該当します。

●お問い合わせ：ハローワーク甲府　福祉人材コーナー　０５５－２３２－６０６０（４３#）

主催：ハローワーク甲府・ハローワーク塩山・ハローワーク韮崎・ハローワーク鰍沢
共催：山梨県福祉人材センター、介護労働安定センター山梨支部

参加無料　事前予約不要　入退場自由

ハローワーク富士宮・富士・鰍沢・清水

合同就職面接会

令和５年

11/10(金) 13:30～15:30

（受付13:00～）

富士宮市民文化会館　２Ｆ　小ホール

対象者　お仕事探しをしている方

合同就職面接会

雇用保険受給者の方は
求職活動実績に該当します！

富士宮・富士・鰍沢・清水管内の企業が約26社参加します。

相談コーナー

お仕事探しの様々な相談ができます。

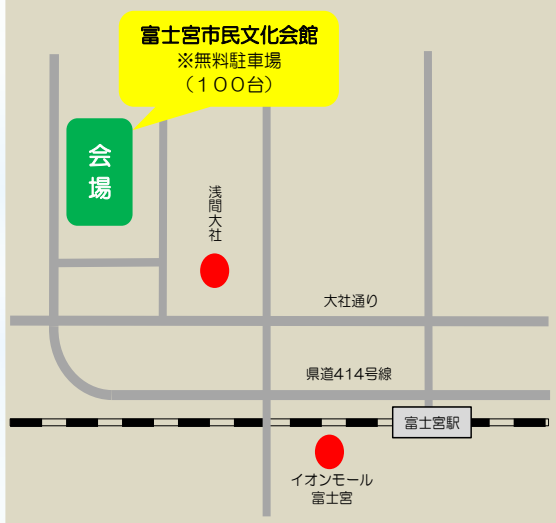

富士宮市宮町14－2

持ち物：ハローワーク受付票又は雇用保険受給資格者証

※ハローワークに求職登録がなくても参加は可能ですが、当日のスムーズな受付のため事前の登録をお願いしております。

ご自身をアピールしたい方は、履歴書等をお持ちください。

● 参加企業は、10月中旬を目途に山梨・静岡労働局HP及び各ハローワーク内に掲載予定です。

主催／ハローワーク
富士宮・富士・鰍沢・清水

問合せ先／ハローワーク鰍沢　0556-22-8689
ハローワーク富士宮　0544-26-3128
ハローワーク富士　0545-51-2151
ハローワーク清水　054-351-8608

「ハローワーク富士宮・富士・鰍沢・清水合同就職面接会」受 付 票

ふりがな 氏　　名		生年月日	昭和　・　平成	年　　月　　日
住　　所	市			

登録のハローワーク（該当するものに〇）
（　富士宮　　富士　　鰍沢　　清水　　その他（　　））

ハローワークの求職番号(ハローワーク受付票に記載されています。)

―

＊この受付票は必ず事前に記入し、当日、受付に提出してください。

＊ハローワークで発行された「ハローワーク受付票」をお持ちの方は持参ください。

ハローワークに求職登録がなくても参加は可能ですが、
当日のスムーズな受付のため事前の登録をお願いしております。

求職登録を行っていない方は最寄りのハローワークで登録をお願いします。

ハローワークインターネットサービスよりオンラインでも求職登録可能です

※ iPhoneユーザーはQRコードを読み込まず、「ハローワークインターネットサービス」と検索してください。

※ 後日、来所登録者として切り替える際にHWから電話連絡を行う場合があります。

ハローワーク
インターネットサービス

＊求職登録を行っていない方は、求職申込書を当日記入いただきます。
また、当日求職申込書を記入しないまま面接会に参加し面接をされた場合は
ハローワークサービスの対象者として登録させていただきます。

※マスク着用等、感染対策をお願いする場合があります。

募集内容の説明を受けるだけでもOK！

製造分野合同求人者説明会のご案内

事前予約は不要です！

開催日

令和５年１１月２１日（火）
午後２時００分～午後４時００分

求人者受付：午後１時４５分～
求職者受付：午後１時４５分～午後３時４５分

開催場所

韮崎市民交流センター　ニコリ
１階　第５・６・７会議室

参加企業

(株)石山　山梨工場
職種：梱包作業及び付帯作業ほか
就業先:北杜市武川町
企業見学会:11/15（水）10:00～　定員：5名

(株)ササキ
職種：社内ＳＥ
就業先:韮崎市穂坂町
企業見学会:11/17（金）14:00～　定員：5名

(株)滿口製作所　山梨工場
職種：溶接・組立スタッフほか
就業先:北杜市長坂町
企業見学会:11/13（月）10:00～　定員：制限なし

(株)タンガロイ 製品事業本部
職種：製造スタッフほか
就業先:韮崎市大草町
企業見学会:11/16（木）10:00～　定員：10名

東名化学工業㈱　山梨工場
職種：製造オペレーターほか
就業先：韮崎市龍岡町

日邦プレシジョン㈱
職種：製造ほか
就業先:韮崎市穂坂町
企業見学会:11/13（月）13:30～　定員：10名

㈱バンディック
職種：医療機器の精密作業
就業先:韮崎市龍岡町
企業見学会:11/14（火）10:00～　定員：3名

㈱ミラプロ
職種：各種製造装置組立・調整業務ほか
就業先:北杜市須玉町

㈱メイワパックス　韮崎工場
職種：印刷機械オペレーター
就業先:韮崎市大草町
企業見学会:11/15（水）13:30～　定員：10名

☘詳細は裏面をご覧ください☘

募集

会社名	仕事内容	就業場所	求人番号
㈱石山　山梨工場	梱包作業及び付帯作業	北杜市武川町	19040-2751731
㈱石山　山梨工場	配車担当	北杜市武川町	19040-2757831
㈱ササキ	社内ＳＥ	韮崎市穂坂町	19040-3301631
㈱瀧口製作所　山梨工場	溶接・組立スタッフ	北杜市長坂町	19040-3443031
㈱瀧口製作所　山梨工場	マシーンオペレーター	北杜市長坂町	19040-3442131
㈱タンガロイ　製品事業本部	製造スタッフ	韮崎市大草町	19040-03078931
㈱タンガロイ　製品事業本部	総合職	韮崎市大草町	19040-03299931
東名化学工業㈱　山梨工場	製造オペレーター	韮崎市龍岡町	19040-2974831
東名化学工業㈱　山梨工場	製造オペレーター（4勤2休）	韮崎市龍岡町	19040-2977431
日邦プレシジョン㈱	製造	韮崎市穂坂町	19040-2604431
日邦プレシジョン㈱	設計・開発（エレキ設計）	韮崎市穂坂町	19040-2946631
㈱バンディック	医療機器の精密作業	韮崎市龍岡町	19040-2908231
㈱ミラプロ	各種製造装置組立・調整業務	北杜市須玉町	19040-3448731
㈱ミラプロ	資材調達	北杜市須玉町	19040-2986731
㈱メイワパックス　韮崎工場	印刷機械オペレーター	韮崎市大草町	19040-3397831

※上記の求人は、令和5年10月25日現在有効の求人です。
　求人者の都合により、求人内容が変更・取消されることがあります。

●事前予約の必要はありません。（フリーガイダンス方式で開催いたします。）
●求人内容の詳細は、職業相談窓口にお尋ねください。
●失業給付を受給されている方は、合同説明会への出席・企業見学会への出席ともに雇用保険の求職活動の実績になります。

企業見学会について

- **企業見学会とは、製造分野合同求人者説明会へ参加する前に、各企業の指定する日時（表面をご覧ください。）に、ハローワーク職員が同行し、職場見学を行うものです。**
- **企業担当者から事業内容や具体的な仕事内容の説明を受けた後、約３０分程度見学を行います。また、希望者は見学会後、個別に面接が受けられます。（事前に履歴書を用意して下さい。）**
- **見学会への参加を希望される場合は、職業相談窓口へお越しいただくかお電話にてご連絡ください。**

参加申込・問い合わせ先　ハローワーク韮崎職業相談部門
TEL:０５５１－２２－１３３１

当事業は山梨労働局から委託を受け、令和6年3月まで就職氷河期世代に向けた就職活動のサポートを行う事業です。

＼30代・40代・50代の方の／

合同企業説明会

参加者募集

参加無料　対面・オンライン配信どちらでも　当日参加OK

山梨県内に本社、または事業所がある企業を招き「やまなし正社員就職合同企業説明会」を開催します。セミナーでは特別講師による就職・職業訓練等に向けたノウハウが学べます。

対象者　山梨県内で正社員を希望されている概ね35歳～55歳の方

在職中で
転職を考えている方

子育てや介護等により
ブランクのある方

＼当日会場に行けないという方向けにオンライン配信も実施！／

日時　令和5年11月25日（土）

- セミナー　13：00～14：00
- 合同企業説明会　14：15～16：30

会場　甲府市総合市民会館

- 対面　3階 大会議室
- オンライン　ZOOMブレイクアウトルーム

参加企業　25社を予定

※参加企業・情報等、決まり次第HPに掲載します。

申込方法

HPから申し込む
（事業WEBサイトへ移動します）

専用フォームから申し込む
（申込み専用フォームへ移動します）

※当日まで受付ております。
※お申込み完了後、当日スケジュールや留意点等をメールにてお送りします。
※合同企業説明会はハローワークでの失業認定に係る就職活動に該当します。

求職者向けセミナー

「リスキリングセミナー　新しいスキルで自分の未来を創る」

後藤 宗明（ごとう むねあき）氏

一般社団法人ジャパン・リスキリング・イニシアチブ代表理事
SkyHive Technologies 日本代表

2021年、日本初のリスキリングに特化した非営利団体、一般社団法人ジャパン・リスキリング・イニシアチブを設立。2022年、AIを利用してスキル可視化を行うリスキリング プラットフォームSkyHive Technologiesの日本代表に就任。石川県加賀市「デジタルカレッジＫＡＧＡ」理事、広島県「リスキリング推進検討協議会/分科会」委員、経済産業省「スキル標準化調査委員会」委員、リクルートワークス研究所 客員研究員を歴任。政府、自治体向けの政策提言および企業向けのリスキリング導入支援を行う。
著書に『自分のスキルをアップデートし続ける「リスキリング 」』

やまなし正社員就職合同企業説明会・セミナーに関するお問い合わせ

ヒューコムエンジニアリング株式会社
（山梨労働局委託「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」）
〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1

TEL：055-268-6666（平日9時～17時）
担当：中村／横内

山梨労働局HPは
こちら

主催：山梨労働局　　運営：ヒューコムエンジニアリング株式会社

令和5年度 山梨労働局委託 若年者地域連携事業

自然豊かな「富士の国」で働こう！

山梨・静岡 首都圏合同企業説明会

UIJターン採用に積極的な企業各県10社（計20社）が出展！

当日は、両県の特産品展示ブースも設置！

来場者に山梨県産ジュース、静岡県産緑茶を無料サービス！

国家資格キャリアコンサルタントによる相談ブースも開設！

UIJターン就職を検討している首都圏在住の若者向けに、山梨・静岡両県企業が参加する合同企業説明会を東京都内で開催します。

参加無料

日　程	11月25日(土) 13:00～16:00
会　場	東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル地下1階 （静岡U・Iターン就職サポートセンターと同じ建物内）
参加企業	山梨県内企業10社・静岡県内企業10社
対象者	山梨・静岡へのUIJターン就職を検討している 10代後半～30代前半の若年者（大学生、短大生、専門学校生、第二新卒者 等）
定　員	40名 ※原則事前申込制　当日参加可

当日スケジュール

時　間	内　容
12:00～12:30	企業受付開始（ブース準備）
12:30～13:00	参加者受付開始（訪問シート記入・オリエンテーション）
13:00～13:05	運営挨拶（注意事項等）
13:05～15:30	企業ブース訪問（25分×5回）
15:30～16:00	フリータイム

お問合せ先

令和5年度 若年者地域連携事業

運営:㈱東海道シグマ 甲府事業所（担当:若林・有賀・小林）
〒400-0031山梨県甲府市丸の内2丁目14-13 ダイタビル5F
TEL:055-244-7275（受付時間 平日9:00～17:00）　メールアドレス:jakunensha@tokaido-sigma.jp
https://sigma-jp.co.jp/education/public/jakunensha/

主催:山梨労働局　後援:山梨県　協力:静岡県、静岡市

お申し込みはWEB、メール、電話、FAXでお願いいたします。

WEB申込みはコチラ

https://sigma-jp.co.jp/education/public/jakunensha/

メール申込みはコチラ jakunensha@tokaido-sigma.jp 下記項目をご記入の上、お送りください。

電話申込みはコチラ 055-244-7275

FAX申込みはコチラ 055-244-7276 下記にご記入の上、この申込書をお送りください。

「山梨・静岡 首都圏合同企業説明会」参加申込書

フリガナ		年齢　　歳
お名前		
住　所	〒	
電話番号		
E-mail		
学校名 または 職　業		

※いただいた個人情報は、厳重かつ適切な管理のもと、本事業に関してのみ利用いたします。

山梨労働局委託 若年者地域連携事業

運営：㈱東海道シグマ 甲府事業所（担当:若林・有賀・小林）

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2丁目14-13 ダイタビル5F

TEL055-244-7275（受付:平日 9:00～17:00）